

昭和四九年商法改正と法制審議会商法部会小委員会
（八）-民事局参事官室試案修正案（第三次）をめぐ
って-

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学法律研究所 公開日: 2013-01-31 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 三枝, 一雄 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/13525

【論 説】

昭和四九年商法改正と法制審議会商法部会小委員会（八）

——民事局参事官室試案修正案（第三次）をめぐって——

三 枝 一 雄

目 次

はじめに

一 参事官室試案の説明

二 要綱作成に当たつての要望事項

三 中間配当

おわりに

はじめに

昭和四三年九月一八日、鈴木小委員長のほか、大住、大森、金子、新谷、田中、原、広瀬各委員並びに青山、梅田、

浦野、草島、鴻、田辺、棚町、味村の各幹事及び井口幹事代理青山判事補が出席し、法制審議会商法部会小委員会第九回会議が開催され、前回に引き続き審議が行われた。ここでは、これまでに小委員会で討議してきたことに基づき作成され、同年九月三日に公表され、かつは経済界等に意見照会された「株式会社⁽¹⁾の監査制度改正に関する民事局参事官室試案」をめぐり、要綱作成に当たつての要望事項及び中間配当につき、審議がされた。

一 参事官室試案の説明

冒頭鈴木小委員長は、中間配当についての審議を求めたが、その前に同年九月三日に発表された「株式会社の監査制度改正に関する民事局参事官室試案」につき、味村幹事に説明を促した。

「この休み中小委員会の方も休会してりましたが、またお集まりをいただいたわけでございます。

きょうは中間配当につきまして御審議をいただきたいわけでございます。その前に、株式会社の監査制度改正に関する民事局参事官室試案が九月三日に発表になりましたので、それについて幹事から報告をしていただきます。」（法務大臣官房司法法制調査部「法制審議会商法部会小委員会第九回会議議事速記録」一頁）

鈴木小委員長の指示により、味村幹事は、民事局参事官室試案はこれまでの小委員会の審議結果に基づいて参事官室が作成したものであるが、その内容はおおむね字句の訂正であるとして、次のように説明した。

「御報告いたします。

これまで小委員会で御討議いたしておりました案に基づきまして、民事局参事官室試案を作成いたしましたして、九月三日付で発表いたしました。経団連、その他経済界の団体、日本弁護士連合会、東京大学その他の各大学、裁判所等に照会いたしてございます。

案はお送りいたしましたので御存じのことと思いますが、最後の小委員会のときから見ますと、若干変わったところがございますので、申し上げます。内容は、おおむね字句の訂正だけでございます。

第一の五前は『監査役は、取締役が株主総会に提出しようとする議案及び書類を調査し、』となつていましたが、『調査して、』としました。それから『法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当と認めるときは、』を『認められる事項があるときは、』といたしました。それから『議案とか書類の中にそういう事項があるときは』という趣旨を出しました。

第三の『定款の定めをもって、補欠の監査役の任期は退任した監査役の任期が満了すべき時までとすることができ。』となつておりましたものを、『補欠の監査役の任期については』という文言を最初に持つてきて、『ただし、補欠の監査役の任期については、定款の定めをもって、退任した監査役の任期が満了すべき時までとすることができ。』といたしました。

第四の二、『監査役は、・・・候補者を指定してその旨及びその指定の理由を書面をもって会社に通知することができる。』となつておりましたものを、『その指定の』を削りました。

第五の一、二で監査役の解任の議案を決定いたしましたとき、『会社は、その旨及び理由を』となつておりましたが、『その』を入れました。それから二項ですが、『前項の監査役は、同項の通知後・・・同項の議案に関する意見』となつておりましたものを、『ついで意見』としました。感じとして少しせばめたと申しますか・・・それから同じ

く第五の三項で、『株主が監査役の解任を会議の目的とする株主総会』と書いておりましたが、『解任のための株主総会』といたしました。四項は、『自己の解任の議案について意見を述べることができる』とございましたが、選任の場合にも、監査役は意見を述べられるとなっておりますので、それと合わせまして、解任の対象となっている監査役に限らず、その他の監査役も意見を述べられるということで、一応『自己の』というのを『監査役の』といたしまして、解任の対象となっております監査役以外の監査役も意見を述べられるということにいたしました。

第七が大分修正してございます。まず一項の『監査費用』を『監査に要すべき費用』とし、監査に必要なと思われる予定額という意味を出しました。二項は『監査費用の額』を『同項の額』といたしました。それから三項は全文書きかえました。『会社は、監査役の請求により、第一項により定められた額を監査役に交付しなければならない。』となっておりませんが、会社の義務というよりも、むしろ監査役の権利という面から、『監査役は、何時でも、第一項の額の範囲内において、会社に対し監査費用の支払を請求することができます。』と改めました。四項は三項が改められましたのに伴って字句を修正したものでございます。前回までは、『監査役は、前項により交付を受けた額をこえる費用を監査のため必要とするときは、会社に対して、その額及びその理由を記載した書面をもって、必要な費用の交付を請求することができます。』となっておりますが、『監査役は、第一項の額をこえる監査費用を必要とするときは、会社に対し、その額及びその理由を記載した書面をもって、その支払いを請求することができる。』といたしました。第八に、従前表題といたしまして、『監査報告書』となっていました。『監査役の報告書』と改めました。同じく第八の九号、『取締役の職務遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実。』となっておりませんが、これも、そういう事実があるときは、この事実を報告してくれということでございますので、そのとおりに、『重大な事実があるときは、その事実。』というふうに改めました。

第十一の大会社の特例の二項の2でございますが、従前は『会計監査人を選任したときは、』となつていましたが、その上に『会社が』ということばを入れました。それから四項に、『監査法人は、会計監査人を選任されたときは、その社員のうち会計監査人の職務を行なうべき者を指定し、』とございましたが、会社更生法等に合わせまして、『指定』を『指名』に改めました、それから五項の2、『会社が会計監査人を解任したときは、その旨』となつておりましたものを、選任の場合に合わせまして、『取締役は、』というのを入れました。『会社が会計監査人を解任したときは、取締役は、その旨及びその理由を』といたしました。六項の3は、第一の三と合わせまして、従前は『従属会社の取締役に對し会計に關する報告を求め、又はその会社の』となつておりましたが、それを『従属会社に對し』といたしました、従属会社から報告を求めるということを明らかにしました。それから、『その会社』を『従属会社』と改めました。七項の3も字句を改めまして、『監査役は、会計監査人に対してその報告書に關し説明を求めることができる。』というのを、ほかの表現と合わせまして、『監査役は、会計監査人に対しその報告書に關する説明を求めることができる。』といたしました。同じく七項の7でございますが、これも第十と合わせまして、『会計監査人の報告書は、定時總會の招集通知に添付しなければならない。』となつておりましたが、『定時總會の招集通知には、会計監査人の報告書をも添付しなければならない。』といたしました。同じく七項の8の二号でございますが、『株主總會において、会計監査人の出席を要求する決議がされた場合』となつておりましたが、これは定時總會なのだということをはつきりさせる意味で、『株主總會』を『定時總會』に改めました。それから八項の2でございますが、前は『会計監査人、その使用人及び会計監査人である監査法人の社員は、その職務を行なう際に知つた会社及び従属会社の營業上の秘密を漏らしてはならない。』となつておりましたが、会計監査人の職務と、使用人や社員の職務とは、ニユアンスが違いますので、一応書き分けて、社員、使用人はかつこの中に入れ、『会計監査人（その社員及び使用人を含む。）』といたしました。

それから、『その職務を行なう際に知った会社及び』を『又は』と改めました。そして秘密を守る対象も、営業上の秘密に限らないのじゃないかということで、『営業上の』をとったわけでございます。その結果『会計監査人（その社員及び使用人を含む。）は、その職務を行なう際に知った会社又は従属会社の秘密を漏らしてはならない。』ということにいたしました。

それから九項の1は、『会社に対して』となっておりましたが、『て』を取りました。2の中の一行目『第七項2』となっておりましたが、『第七項の2』と改めました。それから『第三者に対して』となっておりましたが、『て』を取りました。

大体修正いたしましたのは以上でございます。なお、これを照会いたしましたので、意見をいただく期限は十月二十日となっております。大体一月半ということを見込んでいます。（同速記録一—六頁）

二 要綱作成に当たつての要望事項

そこで、鈴木小委員長は、試案の発表に関連して、質問を促した。

「ただいま説明がございましたように、若干の修正を加えまして、公表になったわけでございます。十月二十日までに回答を求めるということになっておりますが、うまくその時期までに回答が集まればけっこうだと思います。あるいは一週間ぐらい遅れるのではないかとすることも、危惧されないではございません。試案の発表に関連して、何か御質問等ございませんか。」（同速記録六頁）

これに対し、まず、田中委員から要綱作成に当たって考慮すべき事項として、幾つかの要望がなされ、これらにつき若干の議論が行われた。

（一） 監査役複数の場合の監査役の承認

田中委員は、会社と取締役との取引につき監査役の承認を要するとした場合、監査役のうちの一人の承認で足りるかということが問題となるが、この問題はその取引の効力にも関係する非常に大きな問題なので、解釈に譲ればいいということではなく、要綱案ではつきりさせるべきであるとの意見を表明し、改めてこの点につき、要綱の立案者である民事局の味村幹事に説明を求めた。⁽²⁾

「いまの御説明で、直されたところはわかったんですけども、七月十七日に私が御質問申し上げたことで、結局、ここに盛り込まれていないことがあります、その趣旨は、わかりきっている、解釈にまかせるといふことだと思っておりますがね。つまり、会社と取締役との取引引きについては、監査役の承認を要するというのは、監査役のうちの一人の承認で足りるといふことを、念のために念を押して申し上げたわけなんですがね。それに対して若干疑問を申された方もあるんで……。そんなにはつきりしないなら、あるいはこれをはつきり書く必要があるんじゃないかとも思うんですが、解釈上は旧法時代の大審院の判例があるし、監査役のうち一人で足りるといふことは、私は非常にはつきりしているように思っただけでも、席上必ずしもそうでないような御意見も提出されました。幹事がここに触れられなかったのは、結局は旧法時代の大審院の解釈と同じく、監査役のうち一人の承認があれば足りるといふことで、それはわかりきっていることだからという意味でしょうね。そこをちよつと伺いたいんですが。」（同速記録七頁）

「これはなかなか重大だと思しますので……。」（同速記録七頁）

「取引の安全ということを考えたら、一人で権限を行使できるたてまえなんですから、監査役が合同して権限を行使するということを特にうたう場合は別ですよ。一人で行なえるとなつていけばそうなんじゃないかと思ひます。そういう問題があれば、なおさら書かなくちゃいけない。」

これは実は中間配当のときに、おそらく株主総会の承認は得ないでいいわけですから、監査役の承認を要するという問題が起こる。そのときに、全監査役かあるいは監査役の過半数の承認を要するというふうになるんじゃないか。一人でもいいという場合とは違うように思ふ。こういう区別をすることを考えますときに、この際その点をはつきりさせておくほうがいいんじゃないかと思ひます。」(同速記録八頁)

「ほんとうの要綱のときに入れてくださるとか、中間配当の承認と見合つて、その違いをはつきりさせるという処置をおとりくださるといふ含みがあれば、別にいいんですがね。いま一応こう発表された段階ですから・・・。ただ内部のお考えを伺つておいて、要綱案ができるときにはつきりしていただかないと、解釈上非常に困る。解釈に譲ればいいとお考えかもしれませんが、やはりちよつとした労で争いを避けられるわけですから。」(同速記録八一頁)

「そうです。今度は『善意の第三者に対抗することを得ず』という規定をお入れになるといふことでしょう。ですから別に私個人の意見にかかわらず、非常に効力に係すると解釈する場合や、そのほかの場合でも、一人で足りるか、全部を要するか、あるいは過半数で足りるかといふことは、非常に大きな問題だと思ひます。」(同速記録九頁)

「ですから適当とすべき期間に、特に中間配当の承認の場合に、どのくらいの承認を要するかといふことをはつきりさせる必要があると思ひますよ。ですから、それとのコントラストをつける関係もありますしね。」(同速記録一〇頁)

「ええ、問題でしようけれども、一応中間配当の案の中に、すでに予想されておりますから、それとの対比ではつ

きりさせる必要があるんじゃないかと思えます。」（同速記録一〇頁）

「その点お忘れなく適当に落ちのないようにしてください。ださればけっこうですがね。この前の審議との関係もあつて、どうなったのかを伺いたいと思つたのです。」（同速記録一〇頁）

鈴木小委員長も、立法担当者の意向を忖度しつつも、この問題は重大であり、はっきりさせる必要があることを認めた。

「それほど手を入れたくなかつたという意味でしょう。」（同速記録七頁）

「私もそう思うのです。三人監査役がおる中で、一人でいいというのだからというわけで、A、Bには黙っていて、Cだけに話して、それで承認を得たことになる。そう言われたらねえ。」（同速記録八頁）

「はっきりさせるのは私もいいと思うんですけども、この間はどうかということ、はっきりとはきまつていなかったような状態ですね。いま申し上げたような字句の修正だけはしたけれども、それ以上のことはあゝのときはしなかつた。ということ、これが要綱になるわけじゃないんですからね。」（同速記録八頁）

「これをそもそも解釈に譲るとしても、あなたのお説ですと、これは命令的規定になるでしょう。」（同速記録九頁）

「ですから私は『善意の第三者』を書くのなら、監査役全部といつても、取引の安全を害するものではないと思ひます。」（同速記録九頁）

「幹事は大審院的考え方でしょう。」（同速記録九頁）

「そういう中間配当になるかどうか問題ですね。」（同速記録一〇頁）

「もちろんこちらのほうがそういうふうになれば、はつきりさせる必要というのは当然出てきますからね。これは何も最後のところではありませんし、はつきりしないという議論等も、いろいろ意見の中に出てくるだろうと思います。」(同速記録一〇頁)

このような田中委員や鈴木小委員長の意見に対し、味村幹事は、旧法の判例もあるし、このままの形で各界の回答を得たいということで、そのまま出したと釈明した。

「そうでございます。田中委員のおっしゃいましたように、旧法の判例もございましたし、こちら辺はいろいろ御意見のあるところかとも思いましたが、一応あの形で出して回答いただければいいじゃないかと思ひまして・・・。」

(同速記録七頁)

(二) 監査役に対する取締役会招集通知の欠缺と取締役会決議の効力

さらに、田中委員は、試案には、監査役に対する取締役会の招集通知を欠いたまま開催された取締役会決議の効力など解釈上疑問が残るような問題点があることを指摘した上、要綱作成段階では、このような疑問が生じないようにして欲しいと要望した。

「そのほかにも、この試案をもう一度拝見いたしましたして、解釈上非常に疑問が残る点があるのですが、条文をつくる段階、あるいはほんとうの要綱をつくるときに、もう少しいろいろなことを考えて、なるべく解釈上説が分かれたり、疑問が起ることを避けるようにお願いしたいと思います。」

たとえば、第一の四で、監査役に対して取締役会の招集を通知しなければならぬというわけですが、もし通知しないで取締役会を招集したときに、取締役会決議は一体無効になるのかどうかといった問題もありますね。あるいは、監査役報告書に一定の事項を記載しろということ。あるいは会計監査人の監査報告書に一定の事項を記載しろということが書いてあるけれども、この報告書をつけないで総会の招集通知状を出した場合に、その総会の決議が二四七条の取り消しの対象になるのか。あるいは報告書に書くべき事項が七つも書いてあるが、そのうちの一つを落としたときに、一体その報告書をつけた招集通知状でどうなるのか。これはかなり取り越し苦労かもしれませんが、この試案を見ますといろいろと疑問が起ります。ですから、そういうことを最終的な要綱の段階で、ある程度はつきりしていただいたほうが、非常にむずかしい解釈上の問題などを避けることができるのではないかと気がいたしますのですがね。」（同速記録一一頁）

「結局、この試案は相当疑問が多い。要綱あるいは条文をおつくりになるときに、相当よく補っていたただかないと困るんじゃないかと思うんです。」（同速記録一四頁）

(三) 監査に要すべき費用

これに対し、鈴木小委員長も、試案には監査費用問題などいろいろ問題があることを承認した上で、要綱を作るときはしっかりとやりたいと答えた。

「いろんな問題があると思いますけれども、書かれている文字であって、文字に書かれているところ自体の意味が一体何なのかということがわからん場合がずいぶんあったと思います。たとえば『監査に要すべき費用』というのは、一体何のことを言っているのか、どこまでのものがどうなのかと言われると、これもおそらく各人各様だと思つので

す。おれはここまで入っていると思いながら、実は口に出してみないからわからないという意見の相違があるように思います。」(同速記録一一—一二頁)

「いろいろ問題があると思いますけれども、これがかりに落とされるといふ場合が起こるとすれば、監査費用の身を、そんなにはじめから考えたつてしようがないということもあるかもしれない。これはどうせ試案なんですから、われわれはこれに拘束されているわけではない。要綱をつくる時にはしっかりとやりたいと思いますので、どうかそのときは、こちらまでできるだけ忘れないようにしますけれども、いまおっしゃったことも忘れておりましたら御注意願いたいと思います。皆さんにお願いして正確なものができますように御協力いただきたい。」(同速記録一二頁)

田中委員は、さらに監査費用につき解釈上の問題があることを指摘した。

「監査費用の点も、第七の四ですと、監査役がワク以上越えた額とその理由を書いた書面だけを出せば、何でも会社は払わなければならないのか。理由、額のいかんによっては、会社は拒絶できるのかどうか。そういう問題もあるでしょうね。」(同速記録一二頁)

(四) 著しい損失

また、田中委員が、試案の解釈上の問題点のうち、試案の第一の十五号〔取締役は、会社に著しい損失を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、監査役に対し直に事実を報告しなければならない。〕における「著しい」の文言を取り上げたことから、立法担当者味村幹事らとの間で、議論が行われた。

田中委員「もう一つ疑問に思うのは、第一の一〇号（十五号？—筆者）ですけれども、『会社に著しい損失』というのは、一体どの程度になれば取締役は報告しなければならぬのでしょうか。対比するものは資本だとか何とか・・・、比べる標準が何も書いてないけれども、どういうふう考えたらいいんでしょうね。これは大学の人が私ども聞かれることもありましてね。試案について説明を求められたときに、ちよつと困るなという気がします。」（同速記録一 二—一三頁）

鈴木小委員長「ですから、そういうときは、『おれもわからんから、きみもわからん』という意見を出したらいいだろう」とおっしゃってくださいればいいと思うんですがね。（笑声）」（同速記録一三頁）

田中委員「幹事はこの『著しい』というのは、どの程度を考えておられるのですか。大体、資本の何分の一ぐらいということなのですか。」（同速記録一三頁）

味村幹事「会社の財産状況に応じて・・・、やっぱりその会社にとつてたいへんなことということになるのでしょうかね。」（同速記録一三頁）

鈴木小委員長「相当程度会社の財政状態に影響を及ぶということだろうと思います。必ずしも資本ということとは関係ない。むしろ会社の総財産だろうと思いますけれども・・・。」（同速記録一三頁）

田中委員「総財産の何分の一ですか。」（同速記録一三頁）

鈴木小委員長「それを書けといつても書けないと思うんです。何分の一といったことじゃないと思いますがね。」（同速記録一三頁）

田中委員「私も、ちよつとどういう条件でと言われても、はっきり答えられないんで、幹事に腹案でもあれば、伺っておくほうがいいんじゃないかという気もしましてね・・・。」（同速記録一三頁）

鈴木小委員長「不安だったらなるべくたくさん通知なさったらいいだろうと思うんですがね。そうかといって、責任といつてもこれはどうも必ずしもね・・・、ものによると思うんです。そんなにひどい責任がすぐ出てくるということではないと思います。

それから、先ほど田中委員がおっしゃいました必要な監査費用の問題にしても、たとえば取締役に対して、監査役が損害賠償を請求しようとする。それには金がかかる。その金を出せと言ったら、会社はいやだとは言えないだろうと思うんですがね。」(同速記録一四頁)

田中委員「それは言えないと思いますけれども、これはちよつとむずかしい問題があると思います。結局、条文化するときにどういうことになるのか。」(同速記録一四頁)

鈴木小委員長「必要性ということは、同時に、あらゆる不可抗力とか何とかいつているときの経済性も考えなければならぬでしょうな。だからやったほうがけつこうだといった意味での必要性というよりは、やっぱりネセサリーというのが強いということじゃないですか。」(同速記録一四頁)

このような議論を経て、鈴木小委員長は、要綱は法務省が作るのではなく、委員が自分達が作るのだという自覚を持って積極的に意見を述べて欲しいと、要望した。

「それをつくるのはあなた方ですから、つくってくださいとおっしゃることはないんですよ。おれはつくらせるぞとおっしゃってくださいね、それでちつとも差しつかえないんです。あたかも法務省が最後の要綱までつくるように言われると、こつちも迷惑でしょうし、御遠慮に過ぎるのじゃないかという感じがいたしますがね。」(同速記録一

四—一五頁）

「これの中には、われわれ個人個人が聞かれれば、こんなものはおかしいじゃないかというものも入っていると思うんです。全部の人がこの中のものを一〇〇%支持しているわけでは決まてないんですよ。マジヨリテイのもやもやしたものが結実しているだけのことでですから。まああるいは全部御賛成かどうか知りませんが、そうでない方もあると思うんです。ですから、それは皆さんから出てくる案に盛られているものについてはもう一度考え、盛られていないものについては、各委員からいろいろ意見を出していただく。これに出ているからもう反対のことはでき得ないんだということは決してありません。私はそう思います。」（同速記録一五頁）

このような鈴木小委員長の指摘は当然のことと言える。しかし、それは多分に建前であつて、現実には立案の過程は法務省主導で進められているのであり、田中委員の姿勢は正直な反応であつた。しかし、鈴木小委員長から改めての指摘を受けて、田中委員は、そうしたことを表明して、次の質問に移つた。

「それではそういうような点で、いろいろ次の段階までに皆さんにお教え願つて、落ちないようにしたいと思いますね。」（同速記録一五頁）

（五） 定時総会への会計監査人の出席要求決議

そこで、田中委員は、今回の改正試案が会計監査人の出席を定時総会にとどめたことを取り上げ、臨時総会の場合にも出席義務を認める必要があるのではないかと、の疑義を提出した。

「それから、この前の案と、今度の修正なされた案の中で、一つ気になるのは、第十一の七項の8の二号で、会計監査人の出席を要求する決議がなされたというのは、定時総会に限るといので、計算書類ということだけ考えていたんでしようが、会計監査を常時やつていらつしやると、臨時総会があつた場合にも、会計監査人の意見が聞きたいという決議がなされるといふことも考えられるように思いますが、この点どうなんでしょうかね。」(同速記録一五—一六頁)

「四二条の書類の監査をいちいちするといふことになっておつて、三二条の書類については、臨時総会についても、どうだったかといふことを株主として聞きたい場合もあるだろうと思ふですがね。いろんな簿記、伝票のたぐいのこともあり得るのじゃないかと思ふので、何か狭く限つたことが惜しいというか、必要な場合に間に合わないといふことが起こるんじゃないかといふ氣もします。そのところをちよつと・・・、試案の改正について多少問題になる点じゃないかと思ふのですが・・・。」(同速記録一六頁)

これに加えて、鈴木小委員長は、定時総会だけでなく、合併や資本減少の場合にも、会計監査人の出席の必要があるのではないかと問題提起した。

「もう一つ考えられる問題は、会計監査人といふふうなものが、いまのような計算書類だけについて監査する。その監査したところについて、途中のところは株主総会との関係はないだろうといふ考え方だと思ふのです。これがいいか悪いかは別問題ですよ・・・。だけれども、たとえば合併などと言つているときに、果たして会計監査人を関与させないほうがいいのかどうかといふことが、もう一つの問題になるのじゃないかと思ふます。」(同速記録一七頁)

「そのときは前に株主総会にただ出すといふのじゃなくて、そのときの財産状態というものの確認を、会計監査人に

してもらおうということ、実体的な規定をおいて出すならわかるような気がいたします。そうじゃなくて、ほんと株主総会に出すというのは、ただそこで意見を聞くみたいなんです。おまえのやった監査について、あるいは表明した意見について、それはどうなんだということを聞くんならわかるような気もいたします。ふだん何しているのかというようなことになるようなものは、ちよつと……。それは言つたつて出てくるだろうと思います。事実上ね。」（同速記録一七一—一八頁）

「それはいままで決算についてだけ考えていたことですが、そうでない問題について、会計監査人を入れるか入れないかという問題については、要綱段階でさらに考えてもいいことだろうと思います。ね。」（同速記録一八頁）

「そういうときに貸借対照表は前のものをそのまま出すとか、あるいはその後の変化に応じて修正したものを出すとか、また、修正した場合には会計監査人の検査を得て出せといったような形になる。そして、それをどうとかこうとかいうことで、はじめて定時総会にかける。それで株主総会にかかるんで、ただ株主総会にぼやつと置いておくことは、ちよつと……。それで片づくようなことじゃないと思います。」（同速記録一八一—一九頁）

田中委員も、この鈴木小委員長の問題提起に賛同した。

「いま小委員長が言われたような合併、あるいは資本減少の決議をするというときに、ちよつと……。」（同速記録一七頁）

「合併の場合なんか、四〇八条の二で、合併貸借対照表をつくって見せるわけだから、それについての説明が、計算書類についての公認会計士の監査権限ということに、正面から入ってくるような気もいたしますけれどもね。」（同

速記録一八頁)

「ですから、いまの範囲内だと言われれば、そのとき……。」(同速記録一八頁)

「一応、『定時総会……』のところなどは今度変わったんですからね、その意味で何か……。」(同速記録一九頁)

このような田中委員および鈴木小委員長の疑義・問題提起に対し、味村幹事は、今回の改正試案の趣旨を前段と合わせたいということでもある旨釈明した。

— 法 律 論 叢 —

「これはいろいろお考えはあると思いますが、そういうふうには修正いたしましたのは、第十一の一項で計算書類について公認会計士の監査を受けなければならないというふうにしたので、会計監査人はもちろん会計帳簿を調べますけれども、それは計算書類の監査のための手段だということでございます。結局、計算書類の承認の決議をする際に、会計監査人の意見を聞くことが必要になるだろう。その他の場合にまで出席義務を課するというのはいかがであろうかと思ひまして、一応そういうふうには修正したわけでございます。」(同速記録一六頁)

「ちょっと申しおりましたが、前の案でも、定時総会に出席して意見を述べなければならぬということになっておりましたから、出席はただ定時総会だけだということです。したがひまして臨時総会で、今度の定時総会に出席してくれということではなくて、定時総会で要求決議がなされるのでありうと思ひまして……。まあ前段と合わせたという感じも若干あるわけです。」(同速記録一七頁)

「定時総会に出席して意見を述べなければならぬというのは、もとのままでございますが、会計監査人の出席を要求する決議が株主総会でなされた場合となっていたものを、定時総会でされた場合と変えたわけでございます。」(同

速記録一九頁）

ここで、大住委員から、ここで一つ一つ改正試案の問題点を取り上げて審議するのかと議事進行に関する疑義が出された。

「議事進行について申し上げますが、これについて一つ一つ意見を承るんですか。どうせ報告が出てきますし、それによって一つ一つ委員としての意見も出さなければならぬと思うのです。これについては私も大分聞きたいこともあるんですが、これをやってたらしきりがないと思うんで……。きょうの審議のポイントをちよつと伺いたいと思います。」（同速記録一九頁）

三 中間配当

そこで、鈴木小委員長は、この点に関する審議を打ち切り、次に中間配当の問題に移ることとした。

(一) 問題提起と説明

そして、鈴木小委員長は、浦野幹事に資料「中間配当の問題点」を朗読させた上（同速記録二〇頁）、味村幹事にその説明を求めた。

「それでは、いざれ足りないところもあろうかと思いますが、そのほかにもあると思いますので、この程度にして

いただいて、先へ移らせて頂きます。

中間配当の問題点につきまして、まず説明していただき、次に資料の説明をしていただくことにしたいと思ひます。」(同速記録一九頁)

鈴木小委員長の要請を受けて、味村幹事は、配布資料「中間配当の問題点」につき、中間配当を行なうとした場合、基本的に仮決算をし中間の利益を算定してその額の範囲内で配当するという考え方と、中間配当の利益は一切算定せず、仮決算はやらず、既存の任意積立金の範囲内で配当するという考え方の二つがあるとし、そのそれぞれの場合に生じる問題点を指摘するとともに、付随的問題点として中間配当の可否、時期等の問題があるとし、そのそれぞれにつき説明し、次のように述べた。

「では御説明いたします。

まず一番最初の問題は、基本方針として、どういう方向で中間配当をするかということ。まあその前に、中間配当を認めるかどうかという根本問題があるわけでございますけれども、それは一応その前提ということで、かりに中間配当を認めるといたしまして、どういう方向で認めるのかということについて、基本的に二つの考え方があるのではあるまいかと思つたわけでございます。

一つは、中間の利益を算定いたしましたして、その額の範囲内で配当する。そこで決算と申しますか、仮決算と申しますか、一応仮決算をいたしまして、その中間の利益を出す。ここで言っております中間の利益というのは、期間利益だけではなく、いわゆる貸借対照表上の利益というつもりで一応つくつてございます。したがって、従前の任意積立

金とか、その中に入りますが前期繰越利益も一応入るといふ考えでつくつているのでございます。ともかく決算をして中間の利益を算定し、その額の範囲内で配当することとするという方向。

もう一つは、二にございますように、中間の利益は一切算定しない、仮決算はやらす、既存の任意積立金、これは結局、前期の総会で積み立てました積立金の範囲内で配当することとする。

この二つの方法があるのではないかと思ひました。まあそのほかにもいろいろ考えられると思うのですが、一応基本的な方向として二つが考えられると思ひましたので、ここに掲げたわけでございます。

そこで、仮決算——このことばはあまり適当でないでございしますが、中間の決算という意味で使わせていただきたいと思ひます——をするという方向で検討するつもりですと、ここに書いてございしますような問題点が出てくると思ひます。

まず、中間の利益をどのようにして決定するのかということでございます。その一つは、中間の利益の算定基準でございします。仮決算をする際にも、貸借対照表をつくつて、商法の評価の規定に従ひまして評価をしなければいかんということにするのか。あるいは何かもう少しゆるやかな基準でもつくるのかというようなことが問題にならうかと思ひます。仮決算ということは響きが、何か暫定的と言ひますか、かりのといふ感じがいたしますので、仮決算をしるといふ御主張の中には、何か商法の評価規定よりももう少しゆるやかなものをお考えになつていらつしやるのかなどという感じも若干持ちますので、ここでこの問題を出したわけでございます。

それからbは、中間の利益及び配当を決定する機関でございします。これは取締役会にならざるを得ないのでないかと思ひます。

cは、それにつきまして、監査役なり公認会計士による監査が必要かどうかということが問題にならうかと存じま

す。普通の会社であれば監査役、大会社であれば監査役と公認会計士というような組み合わせも考えられるかと思つておられます。

その次の問題は、中間の利益のほかに配当限度額を設ける必要があるか。満鉄の例を見ましても、大分きつくはばつておられますので、中間の利益のほかに配当限度額を設ける必要があるのではないかと。その場合に考えられるものとしたしまして、一つは期間利益でございます。つまり、既存の任意積立金は全然勘定に入れませんが、その中間に出ました前期末——当期の期首からその中間までに出ました利益だけに配当限度額をしぼるといふことになるかということでございます。

あるいはbといたしまして、期間利益等が幾ら出ても、既存の任意積立金又は前期繰越利益がなければ配当をしないかんと。こういふ考へ方もあるかと思つておられます。

もう一つは、前期の配当率を上回るような配当率はいかんと考へ方もあるかと思つておられます。

それから、中間の利益をまるまる配当してもらつては困るので、その中の一定部分は必ず残しておく、社内留保しておくという限度額の設け方もあるかと思つておられます。一応、a、b、c、dと並べてみたのでございます。

(3)は、中間の利益の算定が誤つていた場合に、取締役の責任をどのように規定するか。現行法の取締役の責任等でまかなつてよろしいものか。もう少しきつた責任を負わせる必要があるのかといったことが問題になるかと思つておられます。

次は、仮決算をいたしませんで、前期の既存の任意積立金の範囲内で配当することにいたしました場合には、次のような問題が出てくるかと思つておられます。

まず最初は、配当を決定する機関と時期をどうするかということでございます。一つは、前期の定時総会で配当を

きめてしまひまして、そのうち、すぐもらえる配当は幾ら、あと六カ月後にもらえる配当は幾らときめてしまふというやり方。まあ株主総会できめるとなりますと、配当を決定する機関と時期は、結局前期の定時総会とならざるを得ないだろうと思います。

もう一つは、取締役会社で決定するという案でございます。この場合には、配当の時期は前期の定時総会后六カ月を経過したときに取締役会を開くということになるかと思ひます。その際に監査役の承認があるかどうかということが問題になるのではないかと思ひます。

それから、既存の任意積立金のほかに、何かもつと配当限度額を加えることによりまして、配当制限をきびしくする必要があるかということでございます。これもaとして、前期繰越利益というのもあげておきました。まあ任意積立金の中にもいろいろあるわけでございますので、株主が配当することができるとしたのは、前期繰越利益だけだという考え方もできようかと思ひまして、あげてみたわけでございます。

bは前期の配当率でございます。

cは既存の任意積立金全部を中間配当しないで、そのうちの一定率は必ず残しておきなさい。こういうことにするかどうかという問題でございます。

以上が基本方針に関するものでございます。このほかに、たとえば中間におきまして、期末におそらくこの程度の利益があるだろうという利益の見込みを立てた上で配当するという方法も、あるいは考えられるかと思ひますが、それはあまりに危険が大き過ぎるので、ちょっと採用はむずかしからうと思ひまして、この問題点の中には書いてございません。

あとは付随的なものと言つていいかと思ひますが、まず二といたしまして、中間配当の可否と時期、中間配当をす

るかどうか。それから一体それをいつ行なうかということについて、定款で定めることが必要かどうかということでございます。

三は、一年決算の会社に限つて、年一回中間配当ができるということにするのかどうか。中間配当を可能にせよというの、一年決算を容易にしろという主張でございますので、それならばこのように限定する必要があるかどうかという問題でございます。

四は、配当請求権は、中間配当をいたしました場合に、一体いつ発生するのかということ。現在、株主総会で決議をいたしますれば、そのときから発生すると解釈されているわけです。まあ取締役会で決議する。あるいは前期の時総会で中間配当をするという決議をしました場合、一体いつ発生するのだろうか。そういったことが問題になるのではないかとございます。

五は、中間配当を受ける株主を確定するために、どういう手段をとるかということ。おそらく基準日なり、名簿の閉鎖ということになるかと思いますが、一応問題があるかと思ひままして書いておきました。

六は、一年決算ということになりますと、株主に対するインフォメーションが不足するという声もございます。また、中間に仮決算をするということになりますれば、それを株主に通知するとか、そういう必要があるのではないかという御意見もあるかと思ひまして、貸借対照表、損益計算書等の株主への通知及び公示の要否ということを、ここに問題点としてあげたわけでございます。以上でございます。」(同速記録二〇—二五頁)

引き続き、青山幹事が満鉄関係の資料につき説明をした。

「御承知のとおり、満鉄の勅令は数回改正を経ておりまして、ここに出ているのは大正十年の改正の部分でございます。と申しますのは、当初は満鉄は一年を二営業年度と定めておりましたために、中間配当の規定は設けられていなかったのです。その後数年たつうちに、この会社でも季節による営業成績の不均衡、それから本社が大連にあつて、總會等でいろいろ都合がある。あるいは政府の予算措置の都合等、いろいろな事情がありまして、大正元年から一年を一営業年度に改めようということになりました。そして明治四十五年の勅令一三三号というもので、勅令一条ノ二というものを新設したわけでございます。そこで中間配当を認めたわけでございます。ところが利益配当に対する政府保証の期間が、満鉄の設立登記の日から十五カ年と定められておりましたために、政府の保証期間の満了が、大正十年十二月に切れてしまうということになりました。そこで、当時の満鉄の営業成績は良好であつたために、政府保証の期間が切れても、なお中間配当は引き続き続けようということになった。そして、その政府保証が切れた機会に、お手元でございます大正十年勅令四三〇号で、一条ノ二の中間配当の規定を改正、さらに規律を整えたというものでございます。その後、さらに昭和四年に、一項のただし書きの部分が縮少し、若干ゆるめられたという事情もあるわけでございます。

ちよつと読み上げます。

「会社カ一年ヲ営業年度ト定ムル場合ニ於テ当該営業年度ノ利益配当ヲ確實ニ為シ得ヘキ見込アルトキハ其ノ営業年度経過前一回ヲ限り一定ノ時期ニ於テ政府以外ノ株主ニ対シ其ノ払込金額ニ見込配当率ノ半ヲ乗シタル金額ヲ分配スルコトヲ得但シ其ノ分配金額ハ前営業年度繰越金額以内ニシテ且該払込金額ノ百分ノ三以内タルコトヲ要ス」

『前項ノ規定ニ依リ分配シタル金額ハ当該営業年度ノ計算ニ付テハ之ヲ会社財産ト見做シ株主ノ異動ニ拘ワラス其ノ計算ニ基キ政府以外ノ株主ニ配当スル金額ヨリ之ヲ控除ス』

配当の実例が三円、七円。

それから次はイギリスでございませう。第一附則のA表は、中間配当の規定を設けております。御存じのとおりA表は普通定款のひな形とも言われる模範配当の社務規定でございませう。会社法の八条によりませうと、このA表の規定を排除しても、また変更してもいいけれども、A表の規定を採用したときはもちろん、また、それを進んで排除、変更しない限り、A表の社務規定が適用されるということのようでございませう。

A表一一五条

『取締役会が会社の利益によつて中間配当をなすことが正当化されるであろうとみられる事情があるときは、随時、取締役会は中間配当をすることができませう。』

次はドイツでございませう。これも御承知のとおりでございませうして、貸借対照表上の利益のうち払いと言われるものでございませう。これは満鉄のように営業年度経過前の中間配当とは趣旨を異にしてございませうして、営業年度の経過後になされるわけでございませう。で、本来その法律の一七五条によりませうと、利益処分案の議決は、営業年度の最初の八カ月内に招集される総会でなされるたてまえになつてゐる關係で、過ぎ去つた営業年度の利益配当は、その営業年度の経過後に、利益のうち払的なものとして株主に与えようということ。

その点について、政府草案の五六条の理由書でも、従来利益配当は営業年度の経過後、半年以上もたつてからはじめて株主に与えられることになるが、やはり株式の取得、保有とかを魅力的にするには、営業年度が経過したら、あまりおそくならないうちに株主に受け取らせるほうがよいというような趣旨で、予見される貸借対照表上の利益のうち払いという形で規定したものだとうたわれてございませう。

その一項。

『定款ヲモツテ、取締役ニ対シ、營業年度ノ経過ノ後ニ、貸借対照表上ノ利益ノ予想額ノ一部ヲ株主ニ前払スル權限ヲ付与スルコトガデキル。』

二項

『取締役ハ、経過シタル營業年度ニツイテノ仮決算ガ年度剰余金ヲ生ゼシメルトキニ限り、一部前払ヲスルコトガデキル。

一部前払トシテ支払ヲナシウル額ハ、年度剰余金カラ法律又ハ定款ニヨリ公開準備金トシテ積立テルベキ額ヲ減ジタ殘額ノ半額ヲコエルコトガデキナイ。

加ウルニ、一部前払額ハ、前年度ノ貸借対照表上ノ利益ノ半額ヲコエルコトガデキナイ。』

三項

『一部前払ノ支払ハ、監査役ノ同意ヲ得テシナケレバナライ。』

次はアメリカでございます。ここになりますと、一般に利益配当宣言をなすべき機関のあり方が、ほかの国とかなり違っているわけでございます。

ニューヨーク州の事業会社法五一〇条(a)本文、

『会社は、社外株式に対し、他の会社の株式または社債を含み、現金、会社の社債または財産をもつて配当を宣言し、かつこれを支払いまたはその他の分配をなすことができる。』

それから最後にありますのは、企業会計審議会の意見書の、中間配当に関するものでございます。そのうちの一番末尾、『理由』の終わりから三行目、四行目。

『即ち、会社が營業年度を一年とする場合において当該營業年度の利益配当を確實になし得る見込みあるときは、前

年度繰越利益金の額を限度として一回に限り中間配当をなし得るよう措置することが望ましい。』

以上でございます。」(同速記録二六—三〇頁)

この青山委員の説明を受けて、鈴木小委員長は、質問をうながした。

「以上の説明につきまして、疑問、御質問がございましたらば、お願いいたします。」(同速記録三〇頁)

(二) 仮決算の意義・手続

中間配当を認めた場合、そこで配当する利益確定の手続として、仮決算の要否ということが問題になるが、これをするとした場合、仮決算とは何か、それはどのような手続きで行われるのかということが、まず問題となった。

1 仮決算の意義

まず、大住委員は、正式の帳面につけないで、商法で言う三三一条以外の帳面で、商品の販売利益がこれだけ、未収収益がこれだけ、前売り収益がこれだけというように、これを見積つて、帳簿外で計算をして、もし決算をしたらこれだけ出たであろうというところを行うのが仮決算であると理解する立場をとることを明らかにした上で、立案者は、正式の帳面につければ仮決算なのか、つけなくても、考慮に入れば仮決算になるのか、どちらの意味に理解しているのかと、立案者のいう仮決算の意義を質した。

「中間配当をする場合に、仮決算ということが問題になりましたが、仮決算ということをどう定義されておられるのですか。これは貸借対照表をつくらなくても、帳面を見れば、既成株に対して幾らの利益があったというののはわかるんです。貸借対照表をつくらないと利益がわからないように観念している人がありますが、そうじゃないですよ。それは期間利益じゃないんです。期末になってやる場合には、たとえばたなおろしをして利益を計上する。つまり、商

品の売買のたびにいちいち利益を計上してないんですね。片方は仕入れ勘定で、片方は販売勘定で記入するから、商品勘定の残高と実際の分が合わないわけです。そこで期末になつてたなおろしをして、差額を調整して販売利益を出すわけです。

それから、期末にまだ計上されていない未収収益とか、未払い経費を計上する。また、収入の中で前受け収益があればこれをね。それから前払い資本があれば資産のほうへ持つてくる。それから減価償却をする。それから貸しだおれ償却ということで、はじめは期間利益が出てくるわけです。

で、期の中途において、いままでのほんとうの利益を決定するためには、どうしてもこういう手続をしなければならぬわけです。ただこれを正式の帳面につけるかつけなにか。つけなくてこれを見積つて、商法で言う三二条以外の帳面で、商品の販売利益がこれだけ、未収収益がこれだけ、前売り収益がこれだけということをするのが、仮決算であると理解しているんですがね。

帳面につけることも仮決算だということだと、正式に帳面をつけなければ、中間配当はできない。つけなくてもいいけれども、これだけの手続をやらなければいけないというのは当然のことです。仮決算という意味をどっちに観念しているのか。帳面をつけるという意味か。帳面をつけなくても、これを考慮に入れなければ、いままでの利益は計算できないということか。仮決算をやるかやらないかということを問題にしているところを見ると、正式の帳面につけなければいけないという意味に理解されているのかどうか。（同速記録三〇—三一頁）

「減価償却を半年に一ぺんするとすれば、半分やらなければならぬですね。そうすると、それを帳面につけるかつかないかで、つけるとすれば仮決算であるのか、つけなくても、考慮に入れば仮決算になるのか、どっちの意味にされるかということです。

未収金を決算のときには必ず立てなければいけないんですけれども、期末においては立てなくても考慮に入れる。これが仮決算だと言われるか。正式の帳面につけなければ仮決算にならないのかどうか。」(同速記録三二—三三頁)

「仮決算と言えば、大体減価償却を半分計上して、商品も一応のたなおろしをして、販売利益計を計上する。そうしなければ三カ月間の利益というものは出ないわけです。ですから、帳面につけなくてもいいというのを仮決算と言ったならば、仮決算ということは問題にする必要ないと思います。いま帳面に載っているだけの利益を何パーセント配当していいのだということじゃないと思うんです。」(同速記録三三頁)

「仮決算というものはそういうもの(帳面につけないもの—筆者)であって、つけるのなら実質的には本決算ですね。」(同速記録三四頁)

「そこまで(会社の中のやり方は全部期末と同じとする—筆者)考えておられるのか。あるいは帳面外で、減価償却半分、未払いもこういうものだ、それをプラス・マイナスして、半期間のものはこれだけであると。これが仮決算なのか。帳面につけなければ仮決算と言えないのか。つまり、総会の承認を得るところまでこないと仮決算と言えないのか。それをきめていただかないと、仮決算するとかしないと発言してもね・・・。」(同速記録三五頁)

「仮決算と言えば、正式の帳面につけないで、帳簿外で計算をして、もし決算をしたらこれだけ出たであろうというところを行なうのが仮決算と考えております。」(同速記録三五頁)

「帳面についているけれども、貸借対照表をつくっても、ほんとうのいままでの期間経過の分は出ていないんですよ。それでもいいのか。あるいは期間経過の分を正式に帳面につけて、三カ月の決算なら、三カ月の決算を正式にしたと同じような、貸借対照表上利益にならないか。」(同速記録三五—三六頁)

「そう(帳面につけようがつけまいが、仮決算を期末の決算の際に前提とするかどうかということ—筆者)じゃな

いですね。そこで決算をすれば、おのおの出るだろうということを、別の帳面にはつきり記載しなければいけないかどうか。それにプラスするものと、マイナスするものがあるから、もし決算をすればこういう利益があるろうという程度で済ませていいのかどうかという問題です。」（同速記録三六頁）

「帳面につかないものがあるんですね。それを期の途中で計上しなければいけないのか。計上することを仮決算と言うのか、計上しなくても、それを帳簿外で差し引いて期経過後の利益を出すことを仮決算と言うのかわか。

貸借対照表というのは、期末にすっかり帳面の整理をして、帳面から出てくるのです。そのもとになる会計帳簿というものをつけないと仮決算にならないと言われるのか。あるいはつけなくても簿外で計算して、帳面に載っているものから差し引きを出てくるものをもとにして、三ヶ月なら三ヶ月の間の利益がこれこれあったというのを仮決算と言うのか。どちらを意味されるのかということです。」（同速記録三七頁）

「そうすると当然仮決算をしなくちゃいけないということになるんじゃないですか。」（同速記録三八頁）

「2をとった場合にも、当然やらなければならぬということですか。」（同速記録三八頁）

「前期繰越利益と任意準備金の範囲内だけでしよう。だから仮決算の問題は入ってこないんじゃないですか。」（同速記録三八—三九頁）

「(1)のaと(2)のaは同じ考えですね。期間利益を算定するのに、単にいままでつけた帳面の残高で言えばいいということにもなると思う。だから決算をかりにしたならば、どうしたってこういうものを整理しなければいけないというの、当然入ってくると思うんです。」（同速記録三九頁）

「期間利益を配当の中に加えるんだつたら、単にいままでつけてきた帳簿上の利益、残高だけでは信用できないと思います。やはり期末になったら整理されるべきものを、期の途中において整理をする。たとえば販売収益、未収、未

払いを整理するとか、減価償却の期経過分の中までやるのなら、一営業年度にやる半分をやっていく。」(同速記録三九—四〇頁)

「それをやることは当然であつて、それを正式の帳簿につけさせなければいけないのか。あるいはつけなくても、計算の基礎さえはつきりしていればいいのか。」

証券会社では正式の帳簿につけさせる。それが仮決算だという考えもあるわけです。だから仮決算というのはどっちを意味するのかということをはつきりさせてもらいたいということなんです。」(同速記録四〇頁)

「まず仮決算という意味をはつきりさせておいたほうがいいと思いますがね。」(同速記録四一頁)

これに対し、味村幹事は、仮決算とは中間の利益を算定するための計算であるという程度の意味として聞いておいて欲しいと答えたが、その後、さらに大住委員の意見を聞いて、帳簿外で計算して、もし決算をしたらこれだけ出たであろうと言うことを行うのが仮決算であるとした。

「私のほうは一応『中間の利益を算定するための決算である』という考えでございます。そこで中間の利益を算定するために、どういうふうにするかということは、基本方針の1の(1)のaで、中間の利益の算定基準をどのようにするのかということで問題としていたかどうかということでございます。いわゆる仮決算と俗に称せられておりますので、かりに使っただけでございます。実際に中間の利益の算定基準がままりますれば、その仮決算というものが、いわゆる期末の決算とどのように違うかということが、おのずから明らかになつてくるんじゃないかと……。ですから説明といたしまして仮決算ということばを使っただけでございます。仮決算という内容につきましては、特段の中身を

持っているわけではございません。要するに、中間の利益を算定するための計算だということ。この程度の意味としてお聞きとりたいのでございます。」（同速記録三二頁）

「わかりました。要するに、期末に貸借対照表をつくるときに、その中間決算を前提にしてつくるかつくらないかという問題でございますね。」（同速記録三五頁）

「帳面につけるかどうかということは、先ほど申し上げたように、帳面につければ期末の決算の際にそれが前提となつて期末の決算を行なうということの可否が問題で、帳面につけようがつけまいが、こういう決算をしましたということは、はっきりしておいたただかないと困るわけでございますから、とにかくこういう記録を残しておいたただかなければならないわけです。たとえば仮決算で又は定率法で償却してしまつたという場合、それを前提にした上で期末にはその後の償却だけを見るのか、あるいは期首から定額償却という決算案をつくれるのかどうかというところで、仮決算を期末の決算の際に前提とするのかどうかという問題のように思うのですが、そうではございませんか。」（同速記録三六頁）

「帳面につけるといふ意味でございますけれども、帳面に償却がこれだけとつけてしまえば、それを前提にして期末決算が行われるという意味になるんじゃないやございませんでしょうか。」（同速記録三六頁）

「私もそのよう（何の帳面にもつけないという意味ではない—筆者）に思っておつたのですが・・・。」（同速記録三七頁）

「一応期末に決算をするような方法で決算をするけれども、それは別に総会の承認を得て確定したものでも何でもございませぬから。あくまでもかりのものですので、そこで減価償却を記帳する必要はないんじゃないか。その減価償却をした上で仮決算をしたんだということは、もちろん明らかにしておかなければならないと思うんでございませぬから。」

ございますが・・・。減価償却は期末にすればよろしいのではないかと、一応は考えておったのでございます。」(同速記録三八頁)

「どうも私の説明がまずくて恐縮なのですが、要するに1と2の違いは、1のほうは期末後のいわゆる中間的な期間利益あるいは期間損失を考慮して配当の制限をきめるという案でございます。2のほうは期末後の期間利益等は全然考慮しない。既存の任意積立金の範囲でやる。こういうことなんでございます。期末後の期間利益・損失を考慮するということになりますと、これは当然仮決算をしなければならぬということになります。それが1になっているということでございます。(大住委員『どっちの・・・』)(同速記録四〇―四一頁)

他方、鈴木小委員長は、仮決算では帳面に付けないのが当たり前だろうと思っていたが、そんなに詳しいことを特に話し合つてこの案ができたわけでもないだろうと推測するとともに、右か左かにきまらなければ、ほかの問題に入れませんというほど前提ではないであろうとした。

「私は帳面につけなくてもいいと思っておりました。つけないほうがあたりまえなんだろうと思っておりました。しかし、そんなに詳しいことを特に話し合つて、この案ができたわけでもないでしょう。」(同速記録三三頁)

「それ(仮決算といえは、減価償却を半分計上して、商品も一応の棚卸しをして販売利益を計上するという方法をとらざるをえないとする大住委員の意見―筆者)は一の方法をとるからそういう計算が必要になるんでしよう。二の方法をとつたら、そんな計算いらなくなる。」(同速記録三三頁)

「いや、そうやって(帳簿に償却がこれだけとつけてしまえば、それを前提にして期末決算が行なわれることにな

る―筆者）しまつてはおかしいと思います。前のときの貸借対照表というのは、中間の貸借対照表に対して変化するものではない。一年前の貸借対照表に変化が生ずるものがあるわけです。かりに貸借対照表、損益計算書を株主に通知といつても、それはいわゆる仮貸借対照表みたいなもので、本物ではないでしょう。」（同速記録三六一―三七頁）

「私は大住委員のおっしゃるような意味でなら、帳面につけなくてもいいほうだと思ふんですけどね。ということとは、何の帳面にもつけないという意味ではないんで……。〔大住委員 』三二条には……。〕それにはつけないというのでいくのではないのかしら。」（同速記録三七頁）

「しかし、そうしなければいかんと言われれば、蒙を啓いていただきますけどね。」（同速記録三八頁）

「しななければならないという場合は、1の方法をとればしななければならないということで、1の場合でもしなくていいということは言つてないですよ。やらなければならんことを考えているんですから。」（同速記録三八頁）

「期間利益を入れるか入れないかの問題なんで、入れたら1と2が裏と表になるだけのことです。」（同速記録三八頁）

「〔期間利益は―筆者〕入つてこないだろうというのが2の考え方でしよう。ですから、1の方法をとつたときに、かつこの中の2のbをとつてきて、任意積立金の範囲内だということを言つてしまえば、今度は実質的には2にとでも近づいてくるわけですね。標題はこれであつても、ここで押さえますよと言つたら、同じことになつちゃう。」

それから、任意積立金の範囲内で計算すると言つても、2のところ、期間利益といったもので押さえるんだと言つたら、1にとでも近づいてくるということ。裏表になつていただけの話です。」（同速記録三九頁）

「2の場合に、期間利益というものを限度額としなければ問題にならないでしょう。だから、そういうことをまず伺いたいわけなんです。」

計算をいちいちさせたほうがいいんですか、させなくていいんですか。」（同速記録三九頁）

「それはそうですね。」(同速記録四〇頁)

「どっちを意味すべきものかということではないですか。」(同速記録四〇頁)

「どっちの意味にするかということよりも、実質的に仮決算をするかしないかということでまずお考えいただきたいと思うのです。どっちにすべきかと言ったって・・・、たとえば大住委員の御意見のとおりにしてもいいのかもしれないんですけど、それをきめないとほかの問題はきまらんといいもんじゃないでしょう。それが右か左かにきまらなければ、ほかの問題には入れませんというほど前提になりますか。」(同速記録四一頁)

2 仮決算の実際

仮決算の意義につき、審議を進める上でも、仮決算の実際を知っておくことは有益である。そこで、次に審議は、仮決算の実際に移行した。

田中委員は、大蔵省の草島幹事に対し、証券会社の仮決算の実際を質した。

「大蔵省の方に伺いたいのですが、証券会社は三月に一応仮決算するんじゃないですか。どの程度の仮決算をしておるのか、現実のやり方はどうですか。一をとるとすればね。とらないとすれば、小委員長の言われるように、全く計算はいらぬということになるんですかね。証券会社の例が、大住委員の提起された問題についても、この際参考になると思いますが、どうなんですか。」(同速記録三三頁)

この求めに応じ、大蔵省の草島幹事は、期末決算と同じことをしていると、仮決算の実際を説明した。

「証券会社の場合は、期末決算と全く同じことをしていると聞いております。」（同速記録三四頁）

「そこで中間決算の財務諸表は全部つくって、大蔵省に報告したりして、同じ形のをやっていると、同じ形のものを使っていないということでは、帳簿を締め切るといふこともしていると思ひますが・・・別に計算して、それはそれっぽなしにするということではないと思ひます。」（同速記録三四頁）

「ええ、証券会社の場合は、店舗等で減価償却はありますけれども、一番問題は有価証券のたなおろし、これは確実にやる。」（同速記録三四頁）

「（帳面に―筆者）つくはずですが・・・ちよつとその辺まではわかりません。」（同速記録三四頁）

しかし、このような田中委員と草島幹事の議論に対し、鈴木小委員長は、仮決算の実情ではなく、あるべき仮決算を論じるべきではないかと議論の方向の修正を図つた。

「どうであろうというよりも、どうであるべきかということを考えたらいいでしょう。大住委員はつけなくてもいいという考えだったのでしよう。」（同速記録三四頁）

「だから、言いかえれば、一番簡単な言い方をすれば、会社の中のやり方は全部期末と同じことをやります。総会だけ省略するという形になる・・・。」（同速記録三五頁）

「どつちにきめるとおっしゃっていたほうが早いと思ひます。」（同速記録三五頁）

しかし、田中委員は、見込み配当率というものがあるとすると、仮決算をしないとその算定ができないのではないか

という立場から、青山幹事に対し、満鉄の中間配当の実際などにつき、報告を求めた上、繰越利益の実態調査を求めた。

「さつき青山幹事から御説明があつたことなのですが、この満鉄の規定ですが、これは仮決算をしたんですかね。見込み配当率というところがたえるんですが、これは前期配当率の半ばならば、いまのように2のほうへいって、仮決算はまさに不必要だと思うんですが。見込み配当率というものがありませんと、仮決算をしないとその算定ができませんかと思いませんか、その点お調べになりましたか。大分古いことなんで、ちよつと何うのは無理かもしれませんが、何しろ満鉄は日本が現に行なつた中間配当の適例だつたわけですから・・・。」(同速記録四一頁)

「これがいまのところに関係してくるわけです。私としては1をとるか2をとるかにつきましては、繰越利益がどのくらいあるかということ、ある程度主要な会社についてお調べ願う、繰越利益の中で前期の配当率の半分を出せるものなのかどうか。その実態調査が大事だと思ひます。」(同速記録四二頁)

—法律論叢—

これに対し、青山幹事は、仮決算による見込み配当率の算定をしたかどうかについては、はつきり答えなかつたが、昭和四二年一〇月決算から四三年三月決算までの間を調査した『任意積立金の範囲内で中間配当をする場合の配当可能率調査』という資料を配付して説明を行い、既存の任意準備金の範囲内で中間配当をしていたとの事実を示唆した。

「そのところはちよつと・・・。」(同速記録四一頁)

「お手元にお渡ししてございます。横書きの資料でございますが、ちよつと御説明いたします。『任意積立金の範囲内で中間配当をする場合の配当可能率調査』時期は、四十二年十月決算から四十三年三月決算。数字の中でかつこの

あるのは一年半ほど前でございます。右下にございます六百八社、これが一部上場の会社で、調査の対象にしたものでございます。標題に書いてある範囲内で中間配当をする場合に、現行配当率が維持可能である会社の数が左下のほうにございまして五百二十二社。減配会社数の合計が四十九。前期無配の合計が三十七。これでいった場合、前期無配を除きますと五百七十一社中、五百二十二社が可能で、九・四％ぐらいになる。その裏についているのが減配会社の内訳でございます。左側が現行配当率、上に書いてございますパーセントが、第一枚目の減配、まん中の数字が会社の数でございます。」（同速記録四二頁）

(三) 任意積立金の範囲内での中間配当

このように任意積立金の範囲内で中間配当をするということになると、任意積立金のない会社は、中間配当ができないことになるのではないかとこの危惧が生じてくる。

1 問題点

青山幹事の報告を受けて、味村幹事は、この点につき、次のように、その問題点を指摘した。

「したがって、既存の任意積立金の範囲内で中間配当するんだということになりますと、一割ばかりの会社は減配しなければならん。場合によっては無配におちいるということでございます。まあこの一割という数字をどの程度に見るかということが実際上の問題になるかと思えます。

ただ、ここで申し上げておきますが、商法二八七条ノ二の、特定引当金を積んでいる会社もあると思えますから、それを取りくずして配当することが可能という会社もあるのではないかと思えます。ですから減配会社数はさらに減るのではないかという感じを持っております。」（同速記録四二―四三頁）

「業種で申しますと陸運、海運でございます。こういったところがかなり多うございます。それから電力です。こういったところは任意積立金の範囲内でございますと、中間配当ができない会社が多いわけでございます。鉄も若干ございます。三十六社中無配会社が五社ですから、三十一社の中で可能なものが二十五社です。」(同速記録四三頁)

鈴木小委員長も、中間配当ができなくなる会社の中には、超大型会社が入っているのではないかと危懼を示した。

「ただ繰越剰余金の範囲内でやれということを申しましたときに、一割の会社には違いないんですけども、その一割の中に超大型会社が入っているんじゃないですかね。」(同速記録四三頁)

2 実情

そこで、積立金の範囲内での中間配当とした場合、それが可能な会社はどの位あるのが当然問題となるところ、鈴木小委員長は、味村幹事の示唆を受けて(同速記録四四頁)、金子委員代理居林次雄に経団連会員企業における積立金の範囲内における中間配当の実情を質した。

「この前、金子委員にお考えをまとめておいてくださいということを申し上げたのですが、お聞きになっていらっしゃいませんか。」

私、夕べ偶然金子委員にお会いしたのですが、きょうはお出でになるとおっしゃってありました。『中間配当についてはどう思っているんですか』と伺ったら、立ち話して伺った程度ですけれども、1と2の両方を認めるといふことのようにでした。」(同速記録四三―四四頁)

「それでは居林氏に代理発言をしていただきますよう。」（同速記録四四頁）

この鈴木小委員長の指示に応じ、金子委員代理居林次雄は、積立金の範囲内で中間配当を行なう企業について、次のように、補足説明を行なった。

「積立金の範囲内で中間配当を行なう企業について、ちょっと補足させていただきます。

まず業種でございますが、海運、陸運、電力が、特に海運については、可能平均配当率は〇・六％、このくらいの配当するしか積立金がない。電力につきましても同じくらいなのですが、ガスと一緒にいたしましたので、九電力のうち東京電力、関西電力を除いた七電力はほとんど無配でございます。海運もこのごろ復配しております。合併して大きな会社が十社ありますが、現行配当率が六％でございますので、これも全然無配でございます。鉄鋼をごらんいただきますと、六社が減配になりますが、この中には八幡製鉄など大きいところが入っております。

で、いま積んでおる任意積立金を全部合計いたしますと、四割六分の配当ができる。つまり、このままですとここ十年ぐらい配当できるくらいはあるのですが、それが特定のところに片寄っておる。建設は一一七、銀行などが一〇〇、この辺はたくさん積んでおりますので、こういうものが影響して、全体が大きく見えるだけでございます。基幹産業がどうも弱いという感じです。

次の紙をごらんいただきますと、現行配当率が一〇％というところ、ここでは減配会社が二十二社で一番多いわけです。このうち一、二、三あたりですと、何とかやりくりがつくと思いますが、五以上減配になりますと無配にせざるを得ないだろうという感じでございます。この一〇％前後のところが一番減配が多いということは、大体このくら

いは配当しないと、配当しておることにならないという感触がいまの市場にございますので……。それはほとんど無配にしなければいかんということになりますと、合計の四十九社については、何か別途—特に特定の業種に片寄っていますので、先ほどの問題点の1の考え方を入っていただかないといかんのではないか。その他の業種については2のほうの考え方でまいしょうぶではないかという感じでございます。

それからもう一つ、決算期調べというのが補足資料にございましたので……。

一枚目が東京証券取引所の第一部上場会社。二枚目は第二部。三枚目はその合計でございます。途中にかつこして『何日』と書いてあるのは、月末締め切りでない会社でございます。

三枚目をごらんいただきますと、ちよつと集計の仕方をかえまして、一年決算、六ヶ月決算にまとめますと、この二つの表のようになるのでございます。一年決算が合計で三百三十七社、六ヶ月決算が九百九社でございます。この限りで見ると一対三の割合でございますので、かなり一年決算が多いように見えるわけでございます。しかし、一年決算のところをごらんいただきますと、二部上場が二百四十四社です。大きい会社は九十三社で、六ヶ月決算は五百八十三社で圧倒的です。何月に集中しているかという点、三月です。以上でございます。」(同速記録四五—四六頁)

(四) 中間配当の方法の選択的採用

1 選択的採用意見

この金子委員代理居林次雄の説明を聞いて、田中委員は、中間配当の方法につき、1(一応仮決算をして中間の利益を算定し、その額の範囲内で配当する方法)と2(中間の利益は一切算定せず、既存の、すなわち前期の株主総会で積み立てた金額の範囲内で配当する方法)の二つの方法(同速記録二〇頁及び四〇頁参照)の選択的採用意見を繰り返し主張した。

「いまの居林君の話を聞いておりますと、結局、實際界に著しい不都合を生じないためには、基本方針の1と2を選挙してやるということが認められれば一番いいんじゃないですかね。それを業種で分けるということを商法で規定するわけにはいかないから、1をとればめんどろな仮決算をやれと。それでなお期間配当をやりたければやるようにするので、いまの電力、運送方面を救う。2のほうは、仮決算がいやら任意積立金のうちの一定率を認める。その場合は仮決算を不要とするということ。会社が選取できるということではまずいでしょか。1と2はどっちかエントベーターオーダーで考えなければいかんものなのかということですね。實際界の不都合を生じないで、しかも会計上の不都合を防ぎ得る方法ではないかと思うのですが、この点どうでしょうね。」（同速記録四六頁）

「そういうふうにしておけば、企業のほうが文句が起これないと思います。仮決算の場合の手續について、こういうものをどの程度嚴重にするかということ、こういう重大なことを選取的にしておくのはおかしいと思われるかもしれません。しかし、今度のフランスの会社法では、会社の機関の構成そのものが選取です。ドイツ式にいくか、いままでのフランス式にいくか、会社ごとに選取できるようになっておりますから、決算の方法ぐらい、中間配当についてのやり方ぐらいは選取を認めても、別に会社法に混乱を導き入れるということにはならないんじゃないかというふうにも思います。」（同速記録四七頁）

「法務省で難色を示す。非常にめんどろになるという、つまり立法上の経済ということからの反対は考えられますけれども。」（同速記録四八頁）

「先ほど思いつきみたいなことを申したんですが、結局、居林君からいろいろ統計的資料について説明がありました、ある種の会社——電力とか運送というものは、任意準備金の範囲内においてのみ中間配当を認めるのであれば、ほとんど中間配当はできなくなるということ、そういうものに不便を与えないためには、やはり1のものを認めるほう

がいいと・・・、まあ居林君は、「業種により」ということを申されたんですが、商法の規定として、業種でもって區別をするわけにはいかないから、結局、当該の会社がどちらかを選択できる。ただ、一応やる限りは当該の期間利益も含めてやる場合は、相当嚴重な仮決算の手續と監査を経てやる。それがいやなら任意積立金の範囲内でやる。その場合は仮決算を省略してもいいのではないか。この2というのはおそらくそういう趣旨でできているらしい。2のほうは、自発的にやるのは別として、強制的に仮決算という手續なり書面なりはつくらないでもいいということを含んでいるらしいですね。ですから嚴重な手續を経て、とにかく当該の期間利益も含めてやらないと、株主その他に迷惑をかけるから、あるいは株の値段が下がるからというところでは、その手續をもあえて行なつてやるし、それがいやならば、いまの任意準備金の範囲内でやる。そういうふうにならぬに企業が選択できるというのが、仮決算の方法と監査についてもある程度の規制を設ければ、比較的弊害も出ないで済むのじゃないかというふうに思います。まあ任意準備金の範囲にもいろいろ問題あると思うのですが・・・。

それである場合は——こういうことを言うときまた混乱するかもしれませんが、ある時期になりうんともうかつてる会社があつて、短期でも欲しいという・・・、この前、小委員長がトヨタ自動車の例などをあげて、うんともうかつたら配当するというアメリカ式の、いわゆる株主に報いるということも少し考えていいのではないかといいこと。そういう場合、当該の期間に入つてからもうかつてくるといふときに、1の嚴重な手續さえ経ればやらしてもいいのではないかという気もするわけです。まあこれはよけいなことかもしれないけれども・・・。少なくとも選択を認めるといふのは、實際上の調査から見て二種に分けて扱ふということ。嚴重な手續という損害を覚悟してやれば期間利益の配当もできるし、それがいやなら既存の任意準備金の範囲内という安全圏の範囲内でやるということではいかがかと申したわけですがね。」(同速記録五五—五七頁)

「損得が両方相半ばしているから、企業に選択させていたらいいんで、別に理論上どっちが正当とか不当とかいう問題ではありません。要するに、実際に弊害が生じないで、いまの一年決算に伴う不便を除こうという趣旨ですから、理論的にどっちか一つで、他方は相反しているからとるわけにはいかんという問題ではないだろうと思いますけどね。」（同速記録六二頁）

「それは立法の方法だろうと思いますが、一つきめたらそれを続けるようにしたほうがいいだろうと思いますけれども・・・。」（同速記録六二頁）

2 選択的採用の問題点

この田中委員の意見に対し、味村幹事は、試案は一年決算を強制するものではなく、中間配当ができない会社は、二回決算をすればよいとし、選択的採用案には懐疑的な姿勢を示した。

「これは別に一年決算を強制するわけではありません。これで中間配当ができない会社は二回決算をしても差しかえがないわけです。」（同速記録四六頁）

「私も別に骨惜しみをしているわけではございません。そういうことはお考えいただけなくてもいいと思います。・・・。ただ、三ヶ月決算から総会まで延びれば一年決算になるだろうということになりますと、中間配当の場合にどの程度の監査をするのだろうということ、そしてどの程度の公認会計士の監査を受けるのかということ。これが普通の決算並みになってしまいますと、総会を省略するというだけのことになるわけでございますね。その程度になるのか、あるいはもっと簡単にするのか、その辺のところもお考えいただかなければならないかと思うのですが・・・。」

（同速記録四八頁）

しかし、田中委員は、決算期間を三カ月にするのは、一年決算を強制することになるのではないかと反論した。

「決算期間が三月を要するということになれば、そのほうからしてどうしても一年決算を強制されるということになるんじゃないでしょうか。」(同速記録四七頁)

また、味村幹事は、再び1と2の方法の問題に戻り、この二つから選択するということになると、考え方の違うものを選択するということになると、疑義も呈した。

—法律論叢—

「まあ1は必ずしも会社にとって有利ということではないわけでございますね。期間欠損がありますと、幾ら任意積立金がありましても中間配当できないわけでございます。そういう面も持っているわけです。ですから1の考え方は、一応締めてみて、利益があれば配当してよろしいということ。2のほうは、そんなことはどうでもいい、いままで積立金があれば、そのときに配当ができていますから、そこで考えましよう、こういう考え方。この二つから選択するということになりますと、これはちよつと考え方の違うものを選択するということになるんですね。」(同速記録六二頁)

他方、鈴木小委員長も、1と2の方法の違いを指摘し、選択的採用という田中委員の意見には懐疑的な姿勢を示した。

「非常に嚴重にやっていると、総会を開くかどうかの違いだけだということまでできたときに、やっぱり二度の決

算をするというのは困るということが起こるでしょうね。言い換えれば、両方認めると、片方ができないからやむにやまれずもう片方のほうをやるということは起こるでしょうね。」（同速記録四七頁）

「かりに1の方法をとって配当したか、2の方法かということをし、一緒に公表させてもいいと思うんです。そうすればはつきりする。おそらく両方認めるということは、立法者の労を省くという点から言えば、片方だけにしてもらいたいという気持ちがあるだろうと思います」（同速記録四七頁）

「逆に申しますと、2のほうの形でしたら、多少手を抜いたところで心配はないんですけど、こっちはあぶないんですね。いまのところでは利益があると言っても、最後になつたら、すぐに法定準備金に響くといった問題が出てくるかもしれない程度なんですからね。だからこちらのほうはあまり手を抜けないのではないかと感じがするんですね。」（同速記録四八頁）

「企業に選択させるということは、定款を改正しない限りは、片方のほうを続けるといふことになりませんか。どちらでもやれるというのかな。」（同速記録六二頁）

3 経団連意見

このような田中委員、鈴木小委員長および大住委員らの意見を聞いて、経団連の原委員は、株主名簿の閉鎖期間が三か月では長すぎ、これでは中間配当が容易に行われなくなるといふことで、中間配当の問題を閉鎖期間の面から考えたことを明らかにした。しかし、1と2の選択的採用という田中委員の意見については、やっかいな問題であるとしただけで、この問題についての意見を留保した。

「一年決算を二度に分けたいというのは、名簿の閉鎖期間が長くなるという面から考えたのです。われわれがもと

考えておつたのは、中間配当をできるところは、任意積立金などが非常に多い会社であればできると思つておりましたから、その時分は法律ができてできない会社が相当あるんじゃないかと思つたのです。

それからもう一つは、上期と下期で収入の違う会社がある。それを平均して一カ年で配当しておつた。上期に利益があつて下期に少ない場合には簡単にいけるのですけれども、下期のほうが上期よりも多かつた場合、満鉄の配当のように必ずしも半分はできないで、三分の一とかなるおそれがあるわけですね。今度の場合ははじめ考えておつた一年を二度に中間配当するというのとは少し違ふわけです。安全率をとるとこのほうが率がいいんですが、そうすると閉鎖期間の三カ月が長過ぎるということ、やりやすく行われなくなるといふことですね。そこで公認会計士の面からきちんとした經理を行なつてもらわんと困るわけです。

いま田中委員からどちらかを選択するという御説が出ておりましたが、これはなかなかやつかいなことだろうと思つています。」(同速記録五二―五三頁)

—法律論叢—

しかし、原委員と同じく経団連の委員である金子委員は、少なくとも良識ある経営者ということを前提にするならば、任意積立金の範囲、あるいは前期繰越利益の範囲ということを一応の目途としてやつてもらいたいというのが、一応経団連大方の意見であると紹介した上で、既存の積立金の範囲内ならば、取締役会の権限でできるといふことを建前にして、同時に、バランスシートなり、あるいは仮決算なりを説明する必要があると簡単にさせるということではないかとの意見を述べた。

「両方とおっしゃるのは多少意味があるように思います。経営にあたる者が配当しようという場合には、必ず利益

があるから配当するという自信を持つてのことでなければいけないのではないか。そういうことが前提となるわけです。ただそれがその期に——一年決算で下期に利益があつても、上期にないとか、いろいろな条件があるかもしれないけれども、とにかく配当可能だというところで考えてやる。まず一応良識的には考えておく。これだけあるから配当するんだということは、決算をすれば当然出てくるのですが、中間配当というものは取締役会に一任されて、しかも一年決算という以上は、その中間においていろいろ決算に類似するようなところまで手続を二重にとるといふことは問題であるとするならば、少なくとも良識ある経営者ということを前提にするならば、任意積立金の範囲、あるいは前期繰越利益の範囲ということを一応のめどとして、それまでは認めていただくということになる……。こういうことをやっていただきたいというのが、一応経団連あたりの皆さんの御意見のようです。

しかし、中間配当をするときに、一応配当いたしますときまでの営業状態などを簡単に報告することが必要であるとするならば、仮決算を同時にさせるのかどうか。そうすれば、大きなめどとしては、任意積立金の範囲内でやれるということにしておいていただいて、同時に仮決算をある程度までそれにつけて、株主に中間配当をすることになるのかどうか。仮決算はしないで、営業の概況だけを報告するということ、あるいは月次決算でございまして、どこの会社でも大きいところはやっておりますから、そのバランスシートあたりをつけて——これは仮決算ということとはではなく、バランスシートをつけて実際はこれくらいの利益があるということ・・・、そのときの利益がかりにどうであろうとも、少なくとも任意積立金ははつきりしているのだから、その範囲ならばあまりとやかく言わないんだということ。それから仮決算にさらに重きを置くとされると、積立金のないような会社だったら仮決算を重視するのだとされると、これはだれが証明するかということ。そうすると、今後監査役の制度が強化されれば、その証明でいいのかどうか。そこいらのところの問題になつてくるのじゃないかと思ひます。

ですから一番前提としては、既存の積立金の範囲内ならば、取締役会の権限でできることをたてまえにしていただいて、同時に、バランスシートなり、あるいは仮決算なりを説明する必要があるれば簡単にさせるということではないか。それを本決算式にやることは、当然われわれは考えていないのです。まあそれをどこまで認めていたかどうかということ。しかしながら仮決算だけではいろいろ御心配だということのなら、少なくとも積立金の範囲内ならば問題はないという大きなうしろだてになるということになれば、まあ両だてということになります。一つは、基準は任意積立金の範囲内としておく。実際はおそらく仮決算の形、あるいはバランスシートをつけるということになれば、おのずから1の問題にも触れてくるのじゃないかと考えておりますが、いかがでしょうか。」(同速記録五三二五五頁)

(五) 中間配当実施の場合の個別的問題点

ここでの審議では、以上の中間配当の方法に関する基本方針に加えて、中間配当を実施する場合に生じる個別的問題点についても、審議が行われた。

1 中間配当実施可能会社の範囲

中間配当の方法に関連しては、まず中間配当実施可能会社の範囲が問題となった。大住委員は、上場会社以外の会社(非上場会社)につき中間配当を認めることに危惧を示した。

「上場会社だけに限るのですか。」(同速記録四八頁)

「上場会社以外の会社は一年決算が多いですね。それが今度中間配当ということになると、よほど嚴重にしないとあぶないんじゃないですか。いまの一年決算でもあぶないのに、途中で配当を認めるというと、これが野放しになるとあぶないですね。」(同速記録四九頁)

「大部分の会社が半年決算かと思いましたが、数字的には一年決算の方が多いいと言われたんですが、居林さん、どうなんですか。」（同速記録四九頁）

「一年に一ぺんしかできないと思つておつたものが、今度は二度できるというんですから、これはほんとうに取り締まらないとあぶないと思うんですがね。だから公認会計士の監査を受けている会社に限る、上場会社に限るのかということを考慮していただかないと非常にあぶないと思います。」（同速記録四九頁）

これに対し、鈴木小委員長は、上場会社に限らないとする一方、1の考え方は、取締役会で配当計算の確定をするには公認会計士が使われなければ困るといふのと同じ考え方ではないかと確認した。

「そんなこと（上場会社に限ること―筆者）ないですよ。」（同速記録四八頁）

「公認会計士を使わないような会社は困るね。言いかえれば、取締役会で配当計算の確定するには公認会計士が使われなければ困るといふのと同じ考え方でいくというのが1の考え方でしょう。」（同速記録四九頁）

そして、鈴木小委員長は、居林金子委員代理が「ほとんど一年ですね。」（同速記録四九頁）としたのを受けて、そうすると銀行は、中間配当ができないということになるのではないかと指摘する一方、一年経てばそのような会社も配当できるのだから、中間配当ができなくても仕方がないのではないかと、中間配当に拘らないという姿勢を示した。

「そうすると銀行は、公認会計士を使わないようにしろと言っているけれども、中間配当できませんということに

なるわね。」(同速記録四九頁)

「皮肉なものですね。しかし、どうも公認会計士にはタッチさせないと困るんじゃないですかね。

そうすると居林君、合理的に嚴重にするということであつても、1は残しておいてもらいたいということですね。」(同速記録五〇頁)

「そしてこういう会社の中には、期間的に利益の変わっている会社があるわけですね。言いかえますと、中間配当をするときに、成績のダウンするときに困るので、営業年度をどっちをとるかというときに、うんと営業利益が出てくるであろうほうを中間配当に回せるような形にしておかないと困るんですよ。」(同速記録五〇頁)

「配当しない会社もあるんですから、中間配当はなくても仕方がねえじゃねえかという感じもするんですがね。無配になると言うけれども、中間配当が無配になるだけで、一年たてばちゃんと普通にくるんだから、無配になるわけじゃない。」(同速記録五〇—五一頁)

—法律論叢—

田中委員は、銀行はそのくらいで丁度いいのではと皮肉った。

「そのくらいで銀行はちょうどいいんじゃないですか。(笑い)」(同速記録五〇頁)

居林金子委員代理は、鈴木小委員長の質問に対し、企業は中間配当ができるように対応するのではとの推測を述べた。

「1をとる会社は少しきつくなつてもやむを得ない。2のほうは大きっぱでよろしい・・・。」(同速記録五〇頁)

「それは業績の上がつてくるときが中間になるようにすると思います。」（同速記録五〇頁）

大住委員は、新設会社はこれから漏れてしまうのではと危惧する一方、鈴木小委員長同様、中間配当に拘らない姿勢を示した。

「新設会社はこれから漏れてしまいますね。」（同速記録五〇頁）

「理屈から言えば、中間配当はなかった方がいいということも言えるんです。半年に少しばかりもたらしてしまわないじゃないかということも言えるんでね。」（同速記録五一頁）

2 株価の下落と中間配当

もつとも、中間配当をしなかった場合には、当該会社の株価の下落という問題が生じるが、鈴木小委員長は、それは当然のことではないかと、重大視しなかった。

「中間配当しなかったら、さらに株価が下がるとかいう問題は起こりますか。」（同速記録五一頁）

「だけど、それは決算期に近づけばうんと上がりますよ。」（同速記録五一頁）

「しかし、考えてみると留保が少ないんだから悪いのはあたりまえじゃないですかね。結局は2の形だけに持つていつて、中間配当できないというのは、留保が少ないんですから、株の価格が下がるのはあたりまえじゃないですか。」（同速記録五一頁）

「設立したばかりの会社は、一年や二年は配当できないでしょう。言いかえれば、中間配当ができましたと言って、

人を呼んでお祝いしてもいいくらいのことかもしれないですね。」(同速記録五二頁)

「少しばかりもらってもしょうがないっておっしゃったけれども、うんともらう人もいるんでしょうかねえ・・・。」
(同速記録五二頁)

大住委員も、株価下落の問題が生じることを認めるが、株主としては年二回配当を受けとるほうが良いとする。

「それは起こると思いますね。中間配当をすると、しないところとあれば、しない会社の株のほうが弱くなると思います。」(同速記録五一頁)

「株は五十円のも五千円のも同じ差額なんだけれども、やはり五百円の株のほうが弱いですねえ。これは計算上は同じことですよ。」(同速記録五一頁)

「そうも言えないでしょう。やっぱり長く存立しているとか、長短の問題ではないですか。老大国は中間配当できるし、先進国は中間配当できないということになる。」(同速記録五一頁)

3 中間配当実施後の損失の発生

また、任意積立金の範囲内で中間配当を認めるとした場合には、中間配当実施後に損失が生じた場合にどうするかという問題がある。大住委員からまずそのことが指摘された。

「任意積立金の範囲内でやる場合に、損失が加わって処分するということも起こるんでしょうね。」(同速記録五七頁)

田中委員も、このことを認めたが、その場合には取締役の責任で処理することになる、とした。

「損失が加わってきている場合は、処分する必要が起これると思いますね。

その制限をどうするか。取締役の責任問題として片づけて、そこで1の場合と同様に仮決算をさせるんでは意味がなくなるから、そのところのさじかげんは相当考慮する必要があると思いますね。終局的には取締役の責任で処理することになると思いますが・・・。」（同速記録五七頁）

鈴木小委員長も、もう一つの問題として、任意準備金があるといつても、大きな損害などがあれば、それも吹き飛んでしまうということも起これるわけなので、一定率というところで、『全額は認めませんよ』ということ、中間利益の八〇%以上は配当させないというような締め方をしてみると指摘したうえ、先はわからないけれども、いまだけは払えるというようなどころでやられては困る。前の期の率よりも多いのは遠慮してもらいたいという意見を述べた。

「結局、いままで言っていることのほかに、もう一つ問題があると思うのです。

確かに利益はありましたと言っている。それで期末に——たとえば二回として、同額の配当ができるのかといったら、できないかもしれないという問題が一つありますね。あるいはもつとひどくなれば、もう赤になっちゃうかもしれない。そういうことも起これないとは言えない。それから、たとえば任意準備金があるからといったって、えらい損害などがあれば、それもふつ飛んじやうかもしれないということも起これるわけですから。つまり、満鉄の

言っている『見込み』が、その段階においては確実にあるんだということの要素というのは、もう一つ入るのかもしれない。それが、たとえば両方とも—1のほうですと(2)のb、2のほうだと(2)のcになって、さらに『一定率』というところで、『全額は認めませんよ』ということ、中間利益の八〇%以上は配当させないという締め方をするというのがここに入っているんだと思うのです。そういうパーセンテージをやったほうがいいのか。ただ取締役の責任において、見込みがあるという判断により弾力的にやったほうがいいのかという問題があるような気がするのですけれども……。ただ中間の段階で、これは黒になっていきますから、というだけでやれるかどうかということは問題でしようね。

それから、大住委員のおっしゃった問題にしても、中間利益といっているものときに、たとえば期末になればその利益準備金を立てなければならぬわけですね。そうするとやっぱりプロポーショナルなもの引かなければ利益にならんですよ。」(同速記録五七—五八頁)

「私は大体実質的なものと思っておつたんです。しかし、実質的な限りにおいては、やはり1の方法をとれば、ほぼ似たようなものをやらなければいけない。そして——金子委員の見える前のお話では、1の方法をとりましたときに、手続を省略いたしました、ことに若干でものんきにやれるということになると、上場会社の場合はいざしらず、非上場会社ではそういうことをやられると非常な危険が起こる。だから単純に監査役の承認だけでは困るということになり、やはりパブリックアカウンタントの突っかい棒というものがどうしてもいるのではないか。そういうことで、総会は省略するけれども、他の点においてはほぼ同じ手続をしてもらわないと……あるいはそれでもい言ったように、先はわからんけれども、いまだけは払えると言っているようなところでやられては困るという感じがする。もう一つ、同額の配当をなし得る見込みが期末にもあるという見込みというものが欲しい。それはどんな天変地異が起こ

るかもしれませんが、そういったことは考慮の外に置いて、その状態から考えられる状態というものを頭の中に入れて、なお足りなくなるだろうというときにははされては困るという感じがございます。

それからまた逆に、田中委員のおっしゃったように、利益があつたら幾らでもやっただけじゃなくということ、私は、私は前の期の率よりも多いのは遠慮してもらいたいという感じがするのです。それはどうでしょうか。前の期に——たとえば六分半期に配当したのなら、今度も中間配当は六分にしておいてもらいたいと思います。」（同速記録五九—六〇頁）

大住委員も、中間配当に当たっては仮決算をするが、その際には見込額が控除されるとする。

「仮決算というのは減価償却でも半分です。見込額の控除をする。で、未収とか未払いで帳面に載らない場合もあるんですよ。それも載せて、決算をしたのと同じ手続がある。ただし、それは正式の帳面には載せないんです。貸借対照表にもあがらないで、ほかの帳簿によって会社の利益になるんです。それからプラスするものと、マイナスするものがあるから、もし決算をすれば利益がこれだけあるということをはっきりさせておかなければいけない。それを仮決算と言うんで、必ずしも貸借対照表をつくって株主までやらなくてもいいんだというふうに考えております。」（同速記録五八—五九頁）

田中委員も、既存の任意積立金だけでは駄目だという場合を救済する意味で、一応取り入れるということにしたほうが安全であろうという。

「その点はいま言ったように、海運、電力会社等が、既存の任意積立金だけではだめだという場合を救済する意味で、一応取り入れるということにしたほうが、それは安全でしょうね。いままで日本にないこういう制度を行なうのですから。そういうかたい方針で一応——選択の一つとして取り入れる場合は、そういう仕組みにされたほうがいいでしょう。」(同速記録六〇頁)

金子委員は、下期にはあるけれども上期にはない、しかも積立金もなしということになるということのようなことは、事例としては非常にレアケースであろうが、あり得るのかもしれないのであり、どういう場合にどうするか、一応考えておかなければいけないとの意見を述べた。

「お話のとおり私どもは(2)のbならば、既存の任意積立金があつて、その範囲なら取締役の責任でできるといふのであれば、これがある会社は非常にはつきりするのです。外から見てもわかるし、内部的にも問題を行ない得る明確な立場に立っているわけです。ところがさつき御発言がありましたように、積立金という条件ではできない、やはり仮決算をしてこれまでの利益が出ている中から、——まあいろいろ条件はありましようが、公認会計士あるいは監査役等が認めて、これならばいいんじゃないかという範囲の配当をする。ということは、積立金がないから、現実の利益をとらえて、そこで仮決算をする。これは実際本決算をやっても同じような手続をとるわけです、かりといつてもやり方がどの辺まで違うか。かりにそれを出してみても、公認会計士なり監査役が認める。これは現実の利益があるんですから、さつきのお話のように、下期にはあるけれども上期にはない。しかも積立金もなしということになりますと……。この問題は事例としては非常にレアケースでしょうけれども、あり得るのかもわかりませんな。どうい

う場合にどうするかも、一応考えておかなければいけない。」（同速記録六〇—六一頁）

これに対し、鈴木小委員長は、決算期を変えることによつて、あるいはどちらを選択するかによつて、問題は片づくだろうとする。

「それは上期と下期を引っくりかえしてもらつたらどうですかね。会社がいやだと言われるんならかつてですけれども。それは少ないほうでがまんしろというわけです。しかし、もうかつたほうの期の利益を全部出さないとめておくんですから、最後は同じことになるわけです。決算期をかえることによつて、あるいはどちらを選択するかによつて、問題は片づくだろうと思いますね。」（同速記録六一頁）

4 配当性向と中間配当

味村幹事は、それは配当性向の問題であり、普通に経営している会社は中間配当ができるのではないかとする。

「経済界の常識として、配当性向というのは大体どれくらいなのかということでございますね。」（同速記録六一頁）
「配当性向がたとえば七割というのなら、二年続けておれば中間配当できるだけの積立金が出てくるわけですからね。それでもできないような会社が中間配当するというのは、ゆる過ぎるのではないかと感じを持っております。普通に経営していらっしゃる会社が中間配当できるといふことではよろしいんじゃないかという感じもあるわけでございます。」（同速記録六三頁）

そして、味村幹事は、中間利益を計算する場合、前期繰越利益は入るのかという大任委員の質問（同速記録六三頁）に答え、1の仮決算をする方法の場合には、それが入ることを明言した。

味村幹事「1は入るつもりでございます。」（同速記録六三頁）

この味村幹事の意見を聞き、鈴木小委員長は、味村幹事の意見は2の積立金の範囲内でやるという方法だけにしたらどうかという趣旨と受け止めた。

「2でしほると同じですね。だから逆に言うと、中間利益の中身をこれでもってきめていると言ってもいいんだな。期間利益ということで限度をきめてしまえば入らないということです。」（同速記録六三頁）

「ですからさつき味村幹事の言った考え方は、私の想像するところでは、2だけにしたらどうですか、1はやめたらいかがでしょうか……。たとえば海運関係が復配したというけれども、復配したのは一年配当が復配したのであって、中間配当はまだ復配していないのだ、いづれよくなったら中間配当まで復配するでしょう……。ということですがまんしてもらったらどうかということじゃないんですか。」（同速記録六三―六四頁）

また、金子委員は、配当性向は、高くても利益の七、八割程度だろうと指摘するとともに、配当するに足りる既存の任意積立金のある会社は、選択とか何とかいうよりも、これの中でやろうという気になるのではないか、但し製鉄とか電力ではちよつと無理であろうとの感想を述べた。

「いまは利益が少ないものですから、配当の占める割合というのは非常に多いわけです。戦前は配当性向というのは非常に低かったんですが、いまは全体的に高いです。中には七割以上のものもあるということでございます。しかしながら、全部を配当にするという会社はないんでございまして、まあ常識的には役員の賞与等、若干の別途積立金、あるいは法定積立金が必要な場合はそれを優先してするでしょうし、その残りを配当するんですから、高くても利益の七、八割程度でございましょうね。」（同速記録六一頁）

「配当するに足りる既存の任意積立金のある会社は、選択とか何とかいうよりも、これの中でやろうという気になるでしょうね。これがないときにはさせないのか。させるとすれば、1の問題をこの規定によつてやりなさいということ、そのために1があるように感じますね。」（同速記録六三頁）

「聞くとよると、問題は製鉄会社、電力ですか。そういうところじゃ無理なんでしょうな。」（同速記録六四頁）
そして、金子委員は、利益があるのに任意積立金がないから中間配当をやらせないとはいいいくいのではないかと指摘した。

「ただ現実問題として、1は決算をしたら配当する利益があるんだと・・・。決算をして配当するんですから、仮決算とはいいいながら、公認会計士が認めた当期利益がある、だからそれを配当するということで、1は決しておかしくないですね。これはむしろ普通の考え方です。」（同速記録六四頁）

「だから任意積立金があるかないかということ。一応利益が出ているのに、任意積立金がないからやらせないんだということとはちょっと言いにくくなってくるのではないでしょうか。」（同速記録六五頁）

鈴木小委員長も、製鉄、電力では中間配当は無理であろうとの金子委員の意見と同意見であった。

鈴木小委員長「でしようね。」（同速記録六四頁）

この鈴木小委員長の意見に対し、味村幹事は、電力だけなら特別法で対応するという方法もあるし、八幡製鉄の場合には特定引当金を取り崩せば中間配当は可能であると指摘する。とともに、Iの方は決算はする、ただ総会だけやらないという感じだと述べた。

「電力だけということなら、特別法でという方法もありますね。料金統制を受けているということから、その反射的なものとして・・・。

八幡製鉄は六ヵ月分の配当額が六十三億でございますして、既存の積立金が四十億でございますね。しかし、特定引当金が百六十六億ございますから、これを取りくずせば配当可能だと思います。ですから税金の関係で引当金が多いんじゃないかと思えますね。（笑い）これは今度任意積立金でも減税しますから・・・。」（同速記録六四頁）

「Iのほうは、決算はする。ただ総会だけやらないんだという感じですね。」（同速記録六五頁）

5 四半期配当

また、中間配当に関し四半期配当の可能性が問われた。

金子委員は、次のように四半期ごとの中間配当の可能性を立案担当者である味村幹事に質した。

「ひとつお尋ねしたいのですが、中間配当というのは、常識で言いますと一年とすれば半年に一ぺんやるのだということ。これをかりに四半期に一ぺんやりたいということ、中間配当を三回するということは考えておられるので

すか。それとも全然考えていらつしやらないのですか。」（同速記録六五頁）

「三カ月ごとに配当するとなりますと、株主の確定という点などは一番問題になるように思います。何もそうこまかくしなくてもいいんじゃないかという気もするんですが……。そういうものを認めておくのかどうかですね。実際問題としてはあまり聞いておりませんけれども。」（同速記録六五頁）

これに対し、味村幹事はそれも考えていることを明らかにした。

「実はそれも一応問題として出しまして、一年決算の会社に限って一回だけ中間配当を認めるとするのか、あるいは四半期ごとに中間配当をする必要を認めるのかは考えております。」（同速記録六五頁）

「満鉄は一年決算で年一回の中間配当だけ認めただけでございますが、アメリカのように四半期ごとに配当するということも考えられると思います。ただ、大会社でございますと、やっぱり名簿を閉鎖することになりますから、たいへんだらうと思えますね。」（同速記録六五—六六頁）

ここで、鈴木小委員長は、時間の関係上、他の問題についての審議を促した。

「いろいろむずかしい問題でございますが、きょうすぐに右か左かきめるわけにはまいりませんので、この次にさらに会議を重ねて結論に持っていっていただきたいと思えます。それにつきましてはまだほかにも若干の問題がございますので、いまのような根本問題の意見交換に続いて、ほかの問題について、時間までお話し合いたいと思います。」

思います。」(同速記録六六頁)

6 中間配当と監査の要否

そこで、大住委員から中間配当の場合における監査の要否の問題が取り上げられた。

「中間配当と監査の問題は不可分か、あるいは可分の問題ですか。企業では不可分の問題として考えているんじゃないでしょうかね。(金子委員退席)」(同速記録六六頁)

これに対し、鈴木小委員長は、実質的に不可分の問題であるとした。

「論理的に不可分というより、実質的に不可分の問題というんじゃないですか。」(同速記録六六頁)

そこで、大住委員は。さらにこの問題の審議を急ぐのかを鈴木小委員長に質した。

「実質的に不可分なものなら急がなければならないし、おくれでもいいものならゆっくりやるという手もあるわけですね。」(同速記録六六頁)

これに対し、鈴木小委員長は、改正要綱に盛り込むことは約束しているので、審議の方向ぐらいいは公表する必要が
あるとした上、Iの方法を採る場合には仮決算期が必要になるとの考えを示した。

「研究いたしますというのは、いつか研究いたしますというんじゃないやなくて、この改正要綱ができるときには一緒に盛りましょうということをお約束しているようなものだと思うんで、そう急がなくていいとは言えませんね。したがって、もう一度これを発表して、いついつまでに御意見を伺いたいということには必要ないでしょうけれども、実質的にはこういう案になったという方向をたどっているというくらいことは、事実上 P R と言いますか、流れるような形——新聞ぐらいい出して、向こうから意見を言つてこられるというんなら、それを待つべきだと思つてますがね、いつまでにごいと言ふ必要はありませんけれども……。私はそう思います。

1と2のほうにもまだ問題は幾らもあると思うのですけれども、ちよつと中間配当というものの構想を考えます場合に、二の大きな問題で、やはり定款で定めるんでしょうね。第一の方法をとれば、いわゆる仮決算期というものがどうしてもなければいけませんね。」（同速記録六六一六七頁）

そして、仮決算期を採る必要があることは、味村幹事も認めた。

味村幹事「そうでございますね。」（同速記録六七頁）

7 中間配当の支払時期

次いで、鈴木小委員長は、一年決算の場合、中間配当は、従来通り九月末日現在の株主に支払われることになるのかと、その支払時期の問題を提起した。

「二の方法をとりますと、必ずしも時期はいらなんでしょうけれども、その場合に——よくわかんないですけれ

ども、四と五ですがねえ……。たとえば、二の方法をとった場合に、いままで三、九の会社では六月の末に配当がくるわけですね。九月のほうは十二月の末なんだろうと思うんですけども、そのとき取締役会の決議があると、総会で決議があったと同じように、配当請求権が発生する。そしてそれは九月末日現在の株主に中間配当として払われるという形になるのですか。」(同速記録六七頁)

「だから九月末日現在の株主に対して……。それでいいのか。しかし、十二月に払うんじゃないですか。どうもそういうことになるほかないような気がする。そして、九月末日現在の株主を確定するために、おそらく半月か二週間ぐらい……。」(同速記録六八頁)

「二週間いるとか言ってたなあ……。四十日いるという説があるんですよ。まあしかし、それはこっちの知ったこっちゃないですよ。かりにいままでどうり閉鎖なさるんなら三ヶ月、あと一ヶ月だったら四ヶ月で、一年を通じれば同じじゃないかと……。そういうふうにも動くんなんじゃないかなあ。どうもよくわからないんですけども。」

1の方法をとれば、九月末日が決算期になって、まあそんなにかからないけれども、十二月の末に取締役会を開くか、その前に仮決算案をつくって監査役、公認会計士に見てもらおう。十二月末の取締役会は十二月二十八日のこともあるだろうし、三十日のこともあるかもしれないけれども。総会の開かれるのだから、それと同じようにパラレルの形になっていくというふうにも考えるほかないんじゃないかという気がするんですけども。そして一年決算の会社に関り、年一回中間配当ができるものとすべきかということ……。三ヶ月配当をしたがりませうかね、アメリカのように……。これは考えなくてもいいんじゃないかしら。」(同速記録六八―六九頁)

これに対し、大住委員は、鈴木小委員長同様、一年決算の場合は、やはり九月頃になるだろう、現状と同じになる

のではないかと認識を示した。

「一年決算の場合は四月から三月ですね。三月ですと六カ月になりますから、やっぱり九月ごろに行なわれるんじゃないですか。」（同速記録六八頁）

「そんなに（半月か二週間位―筆者）いらないうじゃないですか。」（同速記録六八頁）

「いままで半年だったのが、一年になると一ぺんしかできないから、いまままでどおりにしてくれというのが要望なんです。さらによい望むことはないと思います。半年に一ぺん中間配当ができるということで、現状と同じになるということじゃないんですか。」（同速記録六九頁）

8 非上場会社と中間配当の制限

また、鈴木小委員長は、2の方法を採った場合には、非上場会社では中間配当は利用できないというような制限を設けるべきかと問題提起をした。

「ことに任意準備金のある限りにおいてはいいなんていつて、毎月毎月利益配当するなんて会社もないでしょうね。それから、一年決算の会社であれば、すべての会社にいくのかというときに、先ほど1の方法をつかったら、パブリックアカウンタントを使うことを必要とする。2の形はパブリックアカウンタントが出てこないから、これは非上場会社でも使えるということでもいいのか。これも何らか制限する必要があるのか。」（同速記録六九頁）

「銀行はああいうことを言っていると困るだろうといったんだけど、彼等は任意準備金が非常にあるんですよ。だからこちらをとればだいじょうぶだということになるんだけど、いまのようなことを言うと、ストップさ

れちゃう。」(同速記録七〇頁)

これに対し、田中委員は、何らかの制限をしたほうがよいとの意見を述べた。

「やっぱり制限をしたほうがいいんじゃないですか。本決算のときでも、公認会計士がちゃんと見て間違いがないというところにするほうがいいんじゃないかと思えますね。」(同速記録六九一七〇頁)

9 中間配当と公認会計士の使用

とともに、田中委員は、そのことから、2の場合全部について公認会計士の規定はいらぬというふうにするのはどうかと打診した。

「それは法令によって、公認会計士をすぐに使わないでいいという会社でも同様にみなすということも言えるかも知れませんね。そのことから今度は2の場合全部について公認会計士の規定はいらぬというふうに言うのはどうでしょうかね。」(同速記録七〇頁)

「要するに、会計監査を嚴重にやろうというところじゃないと困るということ。また、おそらく経団連関係のほうはそれでいいんだろうと思うんです。ただ、一億円以上の資本ですから、上場よりは広いですね。」

もう一つは、公認会計士を使うことは強制されていないけれども、それではこのために公認会計士を雇ってボラントリーにやる場合はいいのか。そういう問題も起こりますね。商法上要請はされないけれども、公認会計士を使ってやる場合は、中間配当に均てんでできるかどうかという問題はあるでしょう。」(同速記録七〇頁)

これに対し、鈴木小委員長は、田中委員の問題提起は中間配当も大会社の特例に対するようなものと考えていいかということであるかを確認の上、一年決算会社が大部分ではないかと質した。

「大会社の特例に対するようなものだと、中間配当も考えていいかということですね。」（同速記録七〇頁）
「非上場会社の決算期というのは、一年決算が大部分ですか。」（同速記録七一頁）

これに対し、大住委員は、一年決算の会社の方が多いと述べた。

「大部分が年二回決算でしょうと、あるところへ行つて言つたら、あなたは事情を知らないんだと言われてまいつたことがあるんですよ。それだけしか材料がないんですが、どうも一年決算の会社のほうが多いようですね。」（同速記録七一頁）

そして、味村幹事も、定款を調べたところでは一年決算会社が九五%ぐらいあったと報告した。

「私も公証人役場で定款を調べましたときには、九五%ぐらいが一年だったと思います。昔のことでございますけれども。」（同速記録七一頁）

「昨年の数字でございますが、一億円から十億円までの会社が四千八百ございます。そのうち年一回決算が三千二百社、二回が千五百社です。」（同速記録七一頁）

これらの報告を聞いて、鈴木小委員長は、ここで制限すべきか問題にしている会社は、実質的には有限会社みtainなものではないかとするとともに、さらに一億円以下の会社を調べたのかを味村幹事に確認した。

「しかし、有限会社は中間配当はないんだから、実質的にはわれわれの線を引いている会社というのは有限会社みtainなものだと思ってしまうは・・・。」(同速記録七一頁)

「それより下はどうです。」(同速記録七一頁)

しかし、味村幹事は、それは調べていないと答えた。

「これは一億円の関係で調べたものですから、調べてありません。」(同速記録七一頁)

これを聞いて。鈴木小委員長は、今まで一年決算で中間配当をやっていた会社も中間配当ができることになると懸念を示した。

「そうすると、いままで一年決算で中間配当をしていなかった会社も、これからやろうと思えばできるわけですね。」(同速記録七一頁)

「そういうことでできるといふことになると思う会社があるとすれば、任意準備金がなくて1の工作をしてはじめて出すという会社は、なるべくやりたくないと思うだろうけれどね。法律ができないほうがありがたいというかもし

れないけれども、まあそんなことはかつてですよ。」（同速記録七二頁）

田中委員も、同様の危惧を示した。

「ぐあい悪いんじゃないですかね。いままでそういうことがないからやってなかったんで、今度できればわれわれのところもやりたいというのがふえる。そいつを押えるというのはぐあいが悪いんじゃないですかね。」（同速記録七二頁）

「しかし、そこで区別すると問題になるだろうな。だから、やはり公認会計士を使うかどうかで区別することは、監査が嚴重にできるかどうかという、いわば正当な理由があるんだから、そこで平等に待遇しないでも問題は起こらないと思うけれども……。ちよつとそこところは、既存の状態によつて区別すると、トラブルが起こりそうな気がするね。保険会社なんというのは、どういうことにしているのか知らんけれども、相当問題あるかもしれませんね。任意準備金は多いと思いますけれども……。」（同速記録七二頁）

10 中間配当と仮貸借対照表の作成

次に、鈴木小委員長は、仮貸借対照表の問題を取り上げた。

「それから六は、貸借対照表、損益計算書というのは、いわば仮貸借対照表みたいなものですね。」（同速記録七二頁）

しかし、田中委員は、それは、1の方法を採った場合だけの問題ではないかと指摘した。

「これは1をとった場合だけの問題じゃないでしょうかね。2のほうはいらないんじゃないかと思えますけれどもどうですか。」(同速記録七二—七三頁)

11 中間配当と株主への通知

しかし、鈴木小委員長は、それにしても、株主への通知は必要であるとする。

「株主への通知はいるんでしょう。幾らの利益配当をいたしますということだけは、通知せざるを得ないでしょう。」(同速記録七三頁)

「それにもうその会社ではやるときまっているんだからするでしょうけれども、しかし、具体的に幾らあげますということとはわからんですよね。それは通知、場合によれば配当金領収書を送るなり、どこかの銀行に振り込みましたということを言わなければならぬと思えますね。

ただ、考慮に値するかどうかは知りませんが、一年決算になることについては、新聞社はいへん喜ばないんです。」(同速記録七三頁)

田中委員も、株主への通知が必要であるとともに、一年決算とすることについて、経済界からの反発があつても問題にしないとの姿勢を示した。

「それは期間を置いて、あらかじめ通知しないといけませんね。株を売つたりなんかする人もありますし……。」(同速記録七三頁)

「日本経済は大反対でしょうね。私のところにも大分前にいろいろなことを言つてよこしましたんで、そういう方の摩擦はあるでしょうけれども、しかし、そんなこと問題にならないでしょう。」（同速記録七三頁）

「法務省だつてそのくらいのことは承知しておられるだろうと思ひますし・・・。」（同速記録七四頁）

鈴木小委員長も、そのような姿勢を支持した。

「もちろん問題にはなりません。皆さんがそう思つていくださればいいんですけれども、あとで問題にされると困るからね。」（同速記録七三頁）

12 中間配当と中間有価証券報告書

ついで、鈴木小委員長は、この経済の流動性の激しい時代に一年前の貸借対照表では困る、少なくとも半期に公表されていたようなものを公表してくれないと困るということから、中間有価証券報告書を出すことには意義があるとする。

「だけでも一つ、有価証券報告書については、中間有価証券報告書のようなものを出せという議論がありますし、おそらく大蔵省もそれは考えるだろうと思ふんです。つまり、取引所など証券会社関係では、この経済の流動性の激しい時代に、一年前の貸借対照表では困りますと。やはり少なくとも半期には公表されていたようなものを公表してくれないと困る・・・。これは一年決算の会社の場合には、中間配当をするかしないかにかかわらず出せということですね、考え方によると。そうなつてくるとねえ・・・。だから有価証券報告書を出しになるのは意義がある。」

(同速記録七四頁)

これを聞いて、大住委員は、そうすると、正式の帳面にはつけなくてもいい、これを仮決算というのかという問題が蒸し返されてくることになりはしないかとの疑義を呈した。

「またさっきの蒸し返しになるんですけれども、要するに、貸借対照表をはっきりこしらえる。そして帳面にしっかりつけてするのをいうのか。あるいは計算だけしておいて、正式の帳面にはつけなくていい。これを仮決算というのか。ここで問題が蒸し返されてくるわけですね。」(同速記録七四頁)

これに対し、鈴木小委員長は、仮決算ではなく、別に作ったものを発表するかどうかの問題であり、貸借対照表よりも損益計算書のほうが必要だと反論した。

「別に仮決算ということを知っているんじゃないんです。別につくったものを発表するかどうかです。」(同速記録七四頁)

「貸借対照表よりも、損益計算書のほうが必要な感じもするんです。別途貸借対照表なんだな。」(同速記録七五頁)

しかし、大住委員は、それだけでいいのか、正式に帳簿をつけて貸借対照表をつくらなければならないのではないかとした。

「それだけでいいのか。あるいは正式に帳簿をつけて貸借対照表をつくらなければならないのかという問題が、どうしても起こってくるんですがね。」（同速記録七四頁）

そして、大住委員は、証券会社の方は正式帳簿につけなければならないとされていることを紹介した。

「さつき大蔵省に伺うと、証券会社のほうは正式帳簿につけなければならないんですね。」（同速記録七五頁）

しかし、大蔵省の草島幹事は、帳簿は正式には締めていないとした。

「いえ、やはりかりの点はかわりないと思います。ですから帳簿を正規に締めてはいないと思いますがね。したがって、計算期間はやっぱり一年ということで、決算のときには、一年全部で計算をする。ですから中間で一べん締めまして、そこからあとをやる、つまり三月からスタートをしてやるということではない。中間で締めた数字をくくるといふことだけです。帳簿を完全に締めてしまいますと、たとえば総平均法の株価をとる場合には、ちよつとやれないと思います。」（同速記録七五頁）

そして、大住委員の質問（同速記録七五頁、七六頁）に答え、草島幹事は、半年分で減価償却することは全部やっているし、帳簿の面はよくわからないが、減価償却は途中で引き落としても別にさし支えないし、流動資産の評価については、多分帳簿を完全に締め切つて記載するのではないかと述べた。

「帳簿の面はよくわからないんですが、減価償却なんかは途中で引き落としても別にさしつかえはないと思います。たなおろし資産の評価などのときには、途中で完全に切ってしましますと、ちょっと問題が起こるかと思ひます。ですからこの場合は、おそらく計算上の問題だけではなからうかと思ひますが……。減価償却は途中で半分落としてしましてもさしつかえないと思ひます。ただ個別減価計算をしているかどうかはちょっと……。あるいは総額でいつているかも知れません。そうなりますと個々に帳簿の引き落としていうことは起こらないのじゃないかと思ひます。」(同速記録七五—七六頁)

「想像で申しわけないんですけども、多分帳簿を完全に締め切つて記載するのではないんじゃないかと思ひます。」(同速記録七六頁)

これに関連して、鈴木小委員長は、時価が変動した場合における評価の変更の要否という問題を提起した。

「やさしいことを伺うようで申しわけないんだけど、有価証券などの場合、時価が下がつたというので下げますが、その次の日に上がったたら、取得価格の範囲内において上げてもいいのですか。それとも、そんなものはトレーズできない、下がつたところが取得価格になるという考え方ですか。」(同速記録七六頁)

「そうすると、たとえば某会社の株を数十回に分けて買ったんですけども、売り方いかんによつては、得をしたり損をしたりしますね。」(同速記録七六頁)

これに対し、大住委員は、その評価については二つあるとしたが、移動平均法でやっていると答えた。

「二つあるでしょうね。私は上げてもいいと思っております。」（同速記録七六頁）

「移動平均法でやっております。あるいは総平均法で株とか貯蔵品なんかはやっておりますね。たいがい移動平均法じゃないですか。」（同速記録七六頁）

「総平均法、移動平均法のどっちかでやっていますね。よほど小さいところでない限り個別はございませんね。」（同速記録七七頁）

「個別法をやっているところはないと思いますね。五十円で買ったものは五十円、百円で買ったなら百円とするつ方はないと思いますね。平均する方法で、総平均法と移動平均法の二つがある。」（同速記録七七頁）

草島幹事も証券会社の場合は、総平均法でやっていると述べた。

「証券会社の場合は総平均法で出すんですね。」（同速記録七七頁）

「会社の規模によって違うんですが、半分ぐらいは総平均法を使っていたと思います。で、実際には低価法をとっておりますので、時価といずれか低いほうという形です。個別法は非常に小さいところで、あまり動きのないところだと、場合によってはとることがありますけれども、動いているときはちょっと個別法はとりにくいですね。」（同速記録七七頁）

これらを聞いて、鈴木小委員長は、一年こっさらにどんどん取得価格というものが計算されていくことになるのではないかとの感想を述べた。

「前の年にはどうであろうとも、全部平均するんでしよう。一年こつきりにどんどん取得価格というのが計算されていくことになるんでしよう。」（同速記録七七頁）

13 中間配当と貸借対照表の公示

続いて、鈴木小委員長は、正規の帳簿自体に評価の変更を加える必要がないとすると、貸借対照表的なもの公示は要らないといっているのか、また、仮にそれをやらせるとした場合には、大会社につき必要になるのかを問うた。

「私は正規の帳面自身に評価の変更を加える必要はないだろうと思いますかね。そうすると、貸借対照表的なるもの公示はいらんといっているんですかね。これは中間配当の関係ではなく、一年決算をとる場合の問題だね。」（同速記録七七―七八頁）

「これをかりにやらせるとすれば、やはり大会社について必要なですよ。」（同速記録七八頁）

これに対し、味村幹事は、その公示は、中間配当をやるかやらないかには関係のないことであり、かりにやるとしても上場会社だけということになれば証券取引所で決めて貰えばいいことではないかと述べた。

「そうでございますね。現在証券取引所で、一年決算の会社は中間の財務諸表を出してくれということをやっているんですが……。ですから中間配当をやるうがやるまいが、そういう問題は出てくる。公示はおそらく中間配当をやるやらんには関係のないことだろうと思えますね。」（同速記録七八頁）

「公示でございますか。どうでしょうか……。まあ取引所に出ている会社だけでもいいということになれば、取

引所のほうできめていただくといわけですね。」（同速記録七八頁）

14 中間配当と貸借対照表の監査

ついで、鈴木小委員長は、中間配当につき貸借対照表を公示する場合、これにつき監査を要するかの問題提起をした。

「そうするとこの貸借対照表は、公認会計士の目を通さないでいいのか・・・。」（同速記録七八頁）

「めんどうくさいということは一切イクスキューズミーいたしませんけれども・・・。」

そういたしますと、どつちの場合でも公認会計士ばかりでなく監査役もタッチさせたほうがいいんじゃないでしょうかね。」（同速記録七八―七九頁）

これに対し、草島幹事は、公認会計士の監査証明ということになるか目下考慮中であるが、どちらの場合でも公認会計士だけでなく監査役もタッチさせたほうがいいのではないかとその意見を述べた。

「その辺、私どももまだ詰めてはいないんですけれども、厳密なものということになれば、やはり公認会計士の監査証明ということになります・・・。その辺のところはどちらにしようかということ、いま考えているところです。まあいまのところ、たなおろし、償却などはやることはやる。ただ、たなおろしの場合でも、原価価格の調整まではしなくてもいいのではなからうかという感じで話し合っている段階です。」（同速記録七八頁）

この草島幹事の意見を聞いて、田中委員は、2の場合も必要であることを確認するとともに、鈴木小委員長の監査

役全員かという質問（同速記録七九頁）に答えて、監査役がタッチする場合には、監査役全員が望ましいとの意見を述べた。

「それはもちろん2の場合も必要でしょうね。」（同速記録七九頁）

「全員か、過半数とするか問題ですが、できれば全員のほうがいいと思います。これはどうもはっきり書く必要があるんじゃないですか。日本語には複数をあらわすことばがありませんし・・・。」（同速記録七九頁）

「非常に大ぜいだったらこれでもいいんですけども、せいぜい三人ぐらいですから・・・。」（同速記録七九頁）

ただ、田中委員のように監査役全員とすることには、鈴木小委員長は、疑義を示した。

—法律論叢—

「これは監査役全員ですか。」（同速記録七九頁）

「つまり、総会へ報告する」などといっている場合は、ある人はイエス、ある人はノーと言ったところで、最終的に決定するのは株主だからいいんだけど、これは、ここでもって監査役がイエスと言うか、ノーと言うかで決定してしまうもんですからねえ。」（同速記録七九頁）

とともに、鈴木小委員長は、会社・取締役間の訴訟における監査役の会社代表や商法二六五条の監査役の承認という場合も一人で足りるのかと疑義を呈した。

「これをやってもいいんですけれども、書くとなると、たいへんはたいへんなんですね。たとえば、『会社と取締役との間の訴えについては、監査役これを代表する』というのは、これは一人なんですか。」（同速記録七九頁）

「そうすると会社が取締役から訴えを起こされた場合は、だれか代表として被告になるのですか。だれでもかまわないんですか。」（同速記録八〇頁）

「監査役協議というものがあるのかどうか。」（同速記録八〇頁）

「取消しの訴えを起こすのは、幾ら重なってもかまわないとかね。ところが一人でなければ困るというもの、あるいは一人でもいいというものとか、いろいろなものがあるんですね。開けてみると解釈はごろごろ分かれてくる。」（同速記録八〇頁）

「さっきの二六五条にしても、一人でいいのかどうかね。過半数ぐらいは必要ではないかという感じもするんですけどね。」（同速記録八〇頁）

これに対し、田中委員は、二六五条の場合は、一人だと思いが、中間配当の承認の場合は、全員もしくは過半数は必要だとした。

「二六五条の場合は一人だと思えます。」（同速記録七九頁）

「それは監査役が協議してきめるんだらうと思えます。」（同速記録八〇頁）

「そのところはあいまいな点があるんです。監査役にも提出するとか、いろいろな点で、これは一体どういうことかということ、一つ一つ調べる必要があります。……極端な場合は二六五条と、いまの中間配当の承認の場

合でしようね。」(同速記録八〇頁)

「それはありますが、中間配当に関する限りは一人では困るでしょう。やっぱり監査役の一人の承諾さえあればいいというのでは困ると思います。」(同速記録八〇頁)

「この場合はともかく全員もしくは過半数は必要だと思いますね。ドイツのようにラートになっているとはつきりするんですけども、やはり個別的でも過半数ということはあり得るんだから、過半数だつてかまわないと思うんですがね。ただ、それでいいかどうか。慎重を要するものですから全員のほうがいいんじゃないかと思いますがね。」(同速記録八一頁)

ここで、鈴木小委員長は、この日の審議を打ち切る意向を示した。

「それでは・・・、きょうは何もきまつたわけではないのですけれども・・・。」(同速記録八一頁)

しかし、田中委員は、既存の積立金に対する制限の要否、予想外の損失が生じた場合の規制等の問題があることを指摘し、これらの問題等につき鈴木小委員長との間で引き続き議論が行われた。

田中委員「小さい2のほうも、もしやるとすればこれが有効だというふうにはできないんですかね。2のほうはどちらの見解をとるにしても、当然取り入れてやるわけですからね。(2)の既存の積立金に対する制限を設けるというのは、大体どの説が多いかぐらいは伺っておいた方がいいのじゃないかという気がしますがね。

それから、さつき大住委員の言われた以外に、今期になってから著しい損害が起こった、そしてこのワクのどれにも入らないという場合、つまり、a、b、cの制限には合格しているけれども、今期になって予想外の損失が起こって、今期は前期と同じ配当をするのは困難だという場合に、何かワクをはめる必要があるんじゃないですか。」（同速記録八一頁）

鈴木小委員長「それはまあ書き方はどういうふうになるか知りませんが、当該営業年度の利益配当を確実になし得べき見込みあるときは」といったようなものが入るんじゃないかという気がしますね。」（同速記録八一—八二頁）

田中委員「ですからa、b、c以上に、もう一つあるんじゃないかという気がしますね。」（同速記録八二頁）

鈴木小委員長「これはおそらく1のほうでもあるんじゃないかという気がしますね。」（同速記録八二頁）

田中委員「あるでしょうね。仮決算をやるから、そこで損失があれば当該期間利益が出ないということではチェックされるだろうと思いますけれども。」（同速記録八二頁）

鈴木小委員長「だけれども後期にうんと出るだろうという見込みがあったらやはり・・・。」（同速記録八二頁）

田中委員「確か小さい2のほうではa、b、c以外にチェックする必要があるんじゃないかと思えますね。」（同速記録八二頁）

鈴木小委員長「かりにあっても、任意準備金を全部使い果たさなければいけないかという考え方も、2の場合には成り立つんですね。あとは判断の問題になる。法律的には、とにかく損はしているけれども、任意準備金の範囲内においてそうしているんで、それをさっ引いた残りの任意準備金ならいいんだな。」（同速記録八二頁）

田中委員「いやそいつは既存の任意準備金というのは、前期貸借対照表による任意準備金という意味でしょう。」（同速記録八二頁）

鈴木小委員長「あんまりこまかい計算までしなくたって、多分だいじょうぶだというぐらいでも済むのかもしれないですよね。」(同速記録八二頁)

田中委員「そこをどう表現するか。とにかく a、b、c だけではちよつと足りない。それをあんまり言うて、そこでまた、それじゃ仮決算があるのじゃないか、いまの損害が一体幾らかということについて、相当な計算をしてみなければわかんないだろうという問題も起こって、仮決算の省略という目的に沿わないことも起こり得るわけですね。」(同速記録八三頁)

鈴木小委員長「だから私の想像は、満鉄のような形のときに、さつき田中委員のおっしゃったような決算をしたわけじゃないんでね、大体見込みでやったものだと思うんだけど。」(同速記録八三頁)

田中委員「こしだめ決算というような傾向がありますね。まあできればもう一度調べてくださると、参考になると思うのですがね。」(同速記録八三頁)

鈴木小委員長「そしてあとは大体同額の配当ができれば、取締役は責任ないわけでございますしね。それから、もしなかった場合に、一体そういう見込みをしたことが過失であるかどうかという問題にかかってくるような気もするし・・・あるいはそのところを無過失責任に持つていくのか。」(同速記録八三頁)

田中委員「それからもう一つは、既存の任意積立金ということの意味ですが、これは既存の法定準備金を除いた全部とは必ずしも・・・、法定準備金というものは法律によって強制されているわけですが、契約によって強制されているものもあるし、たとえば社債のシンキングファンドとか、あるいは——契約によって強制はされないかもしれないが償還株の場合とか、いろいろあると思うのですがね。

まあそういうことで、こういう任意準備金の内容ももう少しお調べ願いたいと思います。」(同速記録八三—八四頁)

そして、鈴木小委員長はここでこの日の審議を終了した。

鈴木小委員長「それでは時間も大分過ぎましたので、きょうはこれで終わりたいと思います。次回は十一月十三日、午後一時半ということでもよろしゅうございますか。

それでは閉会いたします。」（同速記録八四頁）

おわりに

ここでは、一年決算を中心に、中間配当を巡る諸問題が多方面から審議された。これまで同様審議は直線的に進んだわけではなく、あちらこちらに議論は蛇行し、また必ずしもはつきりとした結論にまでは至らないことが多かったが、一応の方向は見えたようである。部会での要綱案作成の論点整理という点では進捗があったということとはできる。また、ここでも経済界の意向や大蔵省の意向との調整が絶えず配慮されていることが注目されることである。

注

（1） 商事法務研究四五九号二頁（一九六八）。

（2） ちなみに昭和一三年改正前商法では、取締役会社間の取引については監査役の承認を要するものとしていた（同法一七六条）が、昭和二五年改正商法において監査役の権限が会計監査に限定され、したがって、監査役の承認を問題にする余地がなくなつたということから、このような場合、取締役会の承認を得ることに改められたものである（同法二六五条）（上柳克郎ほか編「新版注釈会社法（6）」（有斐閣、昭和六二年）二二八頁（本間輝雄））。ところが、前記のようにに大会社の監査役に業務監査権限を認めるとすると、昭和二五年改正前と同様監査役の承認が問題となりうるということから、試案第一の十一で「取締役が自

己または第三者のために会社と取引をするには、監査役の承認を受けなければならない。」として問題提起されたものである。もともと、右十一は、要綱では削除された。

(明治大学名誉教授)